# 児童相談体制の強化に向けた令和6年度の取組状況

令和6年4月 都児童相談センターの体制を強化し、東京全体の児童相談行政の総合調整機能 を担う「総合連携担当」を新たに設置

- 5月 都児相、区児相、子家セン向けに「**児童相談体制における現状把握のための調査」** を実施
  - ⇒ 相談援助業務や人材育成等に関する現状や課題等を把握・分析
- 7月 第一回児童相談体制等検討会開催
  - ⇒ 調査結果から見えてきた課題や、課題を踏まえた具体的な取組について検討
- **10月** 課長級以下からなる「児童相談体制等検討部会」、係長級・課長代理級を中心と する「ワーキンググループ」設置
  - ⇒ ケース移管や家庭復帰等における手続きや「児童虐待相談等の連絡調整に関する基本ルール」(東京ルール)の運用に関する課題等について検討を開始
- ~令和7年1月 検討部会を2回、ワーキンググループを3回開催

7月の検討会で取りまとめられた各種取組の詳細について、実務ベースで検討

### 2月 第二回検討会開催

## ①業務の標準化

前回検討会で示した方向性 ※児童相談体制等検討会資料(R6.7.26)より抜粋。②以降も同様

#### ○ ケース移管や家庭復帰に係るルール等を確認・検証し、必要なルールの策定を検討

### ○ 東京ルールの運用状況の検証・見直し

〇 児童養護施設の入所調整の効率化に向けた都区共通の仕組みづくりを検討 など

取組状況

○ **全国ルールに基づくケース移管や家庭復帰等の手続き**に関する課題整理(資料編 P 1 )

(移管元から移管先への連絡や受理のタイミング、アセスメントシートの記載方法 等)

○ **東京ルールの運用**に関する課題整理(資料編 P 2)

(送致や援助要請の目安となる共通の尺度、送致における児相と子家センの役割分担、手続きの簡素化 等)
 ○ 児童養護施設の入所調整について、施設の空き情報を「タイムリーに見える化」するツールを開発(資料編 P 3)
 (今後、各児相、各施設においてツールを活用した入所調整の試行実施を予定)

### 令和7年度の具体的な取組

- ケース移管や家庭復帰等の手続きについて、全国ルールの解釈等に関するポイント(移管先への連絡の タイミングに係る考え方、提供すべき資料の内容等)を整理・取りまとめ・作成、実務者への普及啓発
- 東京ルールについて、見直しの検討、児相と子家セン間の円滑な連携に向けたポイント (家庭養育優先 原則等の共通理念の確認・共有、送致等の目安となる共通のツール、警察通告における送致の考え方等) を整理・取りまとめ・作成、実務者への普及啓発
- **施設の入所調整の効率化**(入所調整窓口の設置、システム構築)に向けた具体的な検討(資料編 P 6)

## ②個別ケースに係る専門性向上

### 前回検討会で示した方向性

〇都及び各自治体からケース対応の事例を収集し、共有できる仕組みを検討

○ 都児相、区児相、子家センにおける個別の困難事例について、専門相談を受け付ける窓口の設置を検討 ○ ケアニーズの高い児童への専門的な支援の強化

取組状況

- 困難ケース対応等の事例を共有するためのシステム(事例共有システム)の開発に向けた検討を進める (資料編 P 7)
- 子供家庭支援センターにおける個別の困難事例等に関する相談支援や、区立児童相談所の求めに応じた 技術的援助・助言を行う窓口を都児童相談センターに設置するため、区市町村の状況を確認
- ケアニーズの高い児童への支援に係る取組の実施(医療ネットワーク会議の開催、施設向けコンサルティングのモデル実施等)※詳細は P 7 に記載

## 令和7年度の具体的な取組

- **事例共有システムを構築**し、都児相、区児相、子家センからケース対応の**事例を収集、共有化**
- ○困難事例等に関する相談支援や技術的援助・助言を行う<u>窓口の設置に向けた準備</u>

(対象となる相談内容や対応する専門職、業務フロー等を整理)

○ ケアニーズの高い児童への支援に係る取組を推進 ※詳細は P 7 に記載

# ③人材育成の共同推進

## 前回検討会で示した方向性

- 都区市町村の合同研修を新たに実施
- **都トレセンと特別区職員研修所の相互の研修受講**を実施
- 〇都及び各自治体からケース対応の事例を収集し、共有できる仕組みを検討(再掲)

### 取組状況

- ○都、特別区職員研修所による「<u>共同企画研修</u>」のカリキュラムの検討
- 〇 都トレセン、特別区職員研修所における「相互開放研修」のメニューの検討 」
- 困難ケース対応等の事例を共有するためのシステム(事例共有システム)の開発に向けた検討を進める(再掲)
   区市町村から東京都への研修派遣の受入れ
  - (長期派遣:54人(令和7年4月1日付(予定)) 短期派遣:56人(令和6年度実績))

### 令和7年度の具体的な取組

- 都と特別区職員研修所の共同企画研修を新たに実施、実施状況の検証、次年度に向けたカリキュラム検討 ○ 都トレセン研修を区児相職員に開放(面接スキルトレーニング研修:20名分)
- 都児相・区児相の児童福祉司・心理司・保護所職員、子家セン職員による**模擬個別ケース検討会議**を実施
- **特別区職員研修所**が実施する研修を都児相職員に開放(司法面接等)
- **事例共有システムを構築**し、都児相、区児相、子家センからケース対応の**事例を収集、共有化**(再掲)
- 新たな人事交流の実施(都と区市町村間の相互交流など)に向けた課題整理、仕組みの構築

## ④子供家庭支援センターの体制強化と連携強化

前回検討会で示した方向性

○ 子家センと母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等が行えるよう、両部門の連携強化に向けた取組に対する財政支援や研修(こども家庭センター体制強化事業)の推進
 ○ 都児相から子家センへの送致案件への対応や子家センから都児相への研修派遣、子家センのDX化などの取組に対する財政支援(都児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化事業)の推進

○ **東京ルールの運用状況の検証**を行い、見直しを実施(再掲)

取組状況

- 〇 「こども家庭センター体制強化事業」を推進 (R6補助実績:14自治体 ※交付申請、研修参加:32自治体)
- 〇 「**都児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化事業**」を推進(R6補助実績:17自治体 ※交付申請)
- 児童相談体制等検討会の下に検討部会、ワーキンググループを立ち上げ、東京ルールの運用に関する現状・ 課題を整理(再掲)
- <u>子家センへの相談支援を行う窓口を都児童相談センターに設置</u>するため、区市町村の状況を確認(再掲)
   各都児相と管轄自治体の子家センにおいて、心理職の連絡会を実施

### 令和7年度の具体的な取組

〇 引き続き、子家センと母子保健部門の連携強化に向けた取組を推進(資料編 P11)

(補助事業の継続、研修の拡充、妊産婦支援の効果をモニタリングするためのシステムの構築)

- 都児相から子家センへの送致案件への対応などに対する財政支援を引き続き実施(資料編 P13)
- 東京ルールについて、見直しの検討、児相と子家セン間の円滑な連携に向けたポイントを整理・取り まとめ、実務者への普及啓発(再掲)
- ○困難事例等に関する相談支援を行う<u>窓口の設置に向けた準備</u>(再掲)
- 子家セン心理職を対象とした研修の実施を検討、心理職向けガイドラインを作成(資料編 P14)

# ⑤都児童相談所の体制強化

### 前回検討会で示した方向性

- ○人材の確保・育成・定着に向けた取組を一層推進するとともに、課長代理級を計画的に増設し、チームマネジ メント体制の強化を図る
- **都児相センター総合連携担当や研修担当の組織強化**、多摩地域を所管する児相(3か所)や大田区を所管する 児相の新設に向けた準備を進める
- 国の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、令和6年度中に条例制定、令和7年4月1日施行 を目指す。また、一時保護所の増設や民間事業者の活用を進めるとともに、個別支援体制の充実化など、一時 保護体制の強化を図る

### 取組状況

- 人材確保に向けて、専任のリクルートチームによる大学訪問や出前講座、福祉職の新たな採用パンフレット ・動画の作成(令和6年度末予定)、職員住宅の借上げ等の取組を実施
- 児童福祉司・心理司を増員(福祉司50人、心理司26人の定数増)、課長代理級の増設(令和7年4月)
   都児童相談センターに総合連携課、人材企画課を新たに設置(令和7年4月)(資料編P15)
- **一時保護条例案を策定**するとともに、社会的養育推進計画(案)において子供の権利擁護や個別ケアの確保 のため、国基準を上回る手厚い保護所職員配置計画を設定

### 令和7年度の具体的な取組

- <u>人材の確保・育成・定着</u>に向けた取組を推進(採用選考における教養試験廃止、地方会場での採用選考、 採用前後のフォローアップ(プレチューター制)、職員住宅の拡充、奨学金返済への支援等)(資料編 P16)
- 都立町田児童相談所を開設するとともに、他の児童相談所の新設に向けた準備
   (今後の設置予定:R8大田区内 R11多摩中部 R13西多摩 R13(目途)目黒区内 )※名称は全て仮称
   一時保護体制の強化に向けた取組を推進(資料編 P17)

# ⑥ケアニーズの高い児童への専門的な支援

### 前回検討会で示した方向性

○ 都児相センター治療指導課が中心となり、心理治療的なケアや入院等が必要な児童が円滑に医療につながるよう
よう児童精神科病床を有する医療機関とのネットワークの構築
を進める

○ 治療指導課における児童養護施設等へのコンサルティングを通じて、施設の対応力を強化

○ 子家センの心理職を対象とした親子関係再構築や虐待未然防止等に関する研修実施の検討

### 取組状況

○ 医療機関連携<u>ネットワーク会議の開催</u>、児童精神科病床を有する医療機関に加え、成人精神科病床を有する 医療機関にも声掛けするなど、<u>医療機関との関係構築</u>

(ネットワーク参加医療機関:7か所(R6.7月)⇒14箇所(R7.2月))

○ 都立児童養護施設・児童自立支援施設の職員向けのコンサルティングをモデル実施(2施設)(資料編 P 18) ○ 各都児相と管轄自治体の子家センにおいて、<u>心理職の連絡会</u>を実施(再掲)

#### 令和7年度の具体的な取組

- 医療機関との**ネットワークの拡大**、施設職員向け**コンサルティングの拡充**(8施設(予定))
- ケアニーズの高い児童への対応について、児相設置区の求めに応じて効果的な連携方法を検討
- 子家センにおける困難事例等に関する相談支援を行う<br />
  窓口の設置に向けた準備<br />
  を進める(再掲)
- 〇 子家セン<u>心理職を対象とした研修</u>の実施を検討(再掲)
- 区市町村の保護者支援に関する<u>心理職向けガイドライン</u>を作成(再掲)

# 令和7年度児童相談体制等検討会の進め方(案)①

### <令和7年度の進め方(案)>

以下のとおり検討会、検討部会、ワーキンググループを開催

### 【検討会】

○ 令和6年度は、都児相、区児相、子家セン向けに行った調査等に基づき課題を整理し、<u>児童相談体制強化</u> <u>に係る施策の方向性</u>について議論

⇒ <u>令和7年度</u>は、令和6年度の検討を踏まえ、<u>6つのテーマ(※)の取組状況の報告や意見交換</u>など、 児童相談体制強化に係る<u>実効性のある施策の内容</u>について具体的に議論

※①業務の標準化、②個別ケースに係る専門性向上、③人材育成の共同推進、④子供家庭支援センターの体制強化と連携強化、 ⑤都児童相談所の体制強化、⑥ケアニーズの高い児童への専門的な支援

○ その他、児童相談行政を取り巻く新たな課題等について意見交換
 ○ 令和6年度に引き続き、区部と市町村部に分けて実施

【検討部会、ワーキンググループ】

○ 令和6年度に引き続き、**区部・市町村部合同で実施** 

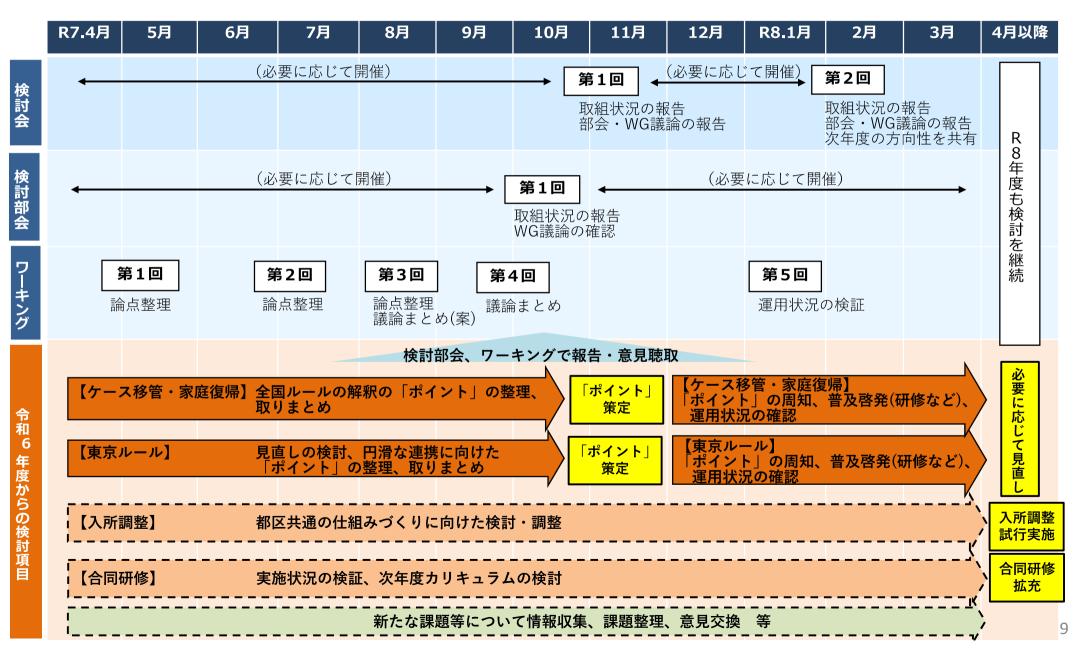
○ ケース移管や家庭復帰等における手続き及び東京ルールの運用に関する現状・課題について議論

⇒ **ワーキングにて実務的な議論**を交わし、検討を進めた上で、**検討部会でその内容を確認**していく

○ 6つのテーマに基づく取組について、実務者の視点から意見交換

# 令和7年度児童相談体制等検討会の進め方(案)②

<今後のスケジュール案>



# 令和7年度児童相談体制等検討会の進め方(案)③

【主な取組に係る今後の想定スケジュール】 ※現時点での想定であり、今後、変更となる可能性がある 令和7年度 令和8年度 令和9年度 項目 令和6年度 以隆 01 02 Q 3 Q4 01 02 03 04 一時保護 条例制定 都の児童相談 全体 行政を取り巻 計画に基づく施策の推進(計画期間:R7年度~R11年度)・一時保護体制の強化 社会的養育 く動き 推進計画策定 ケース移管・ ポイント ルール等の確認 検討会に 家庭復帰の共 運用状況の検証・必要に応じて見直し 「共通認識」の策定に向けた検討 検証、課題 策定 通認識の策定 整理 業務 WGを1回 WGを4回程度開催 WGを随時開催 程度開催 ポイント 東京ルールの ※WGを3回 の標準 円滑な連携に向けたポイントを整理 運用状況の検証・必要に応じて見直し お 開催 検証・見直し 策定 Ù る議 見える化ツール本格運用 ł. 入所調整窓口開設 見える化 本格実施 ツール作成、 入所調整 試行実施 入所調整窓口の設置に向けた課題整理・検討・関係機関との調整 論 試行実施 入所調整システム開発 システム稼働 や児童相談を取 入所調整システム要件定義・基本構想策定 個別ケ 個別事例の収集・共有 仕組みの ケース対応の システム稼働 検討 事例共有 事例共有システム構築 -ス支援 専門相談窓口 窓口開設 状況確認 ニーズ把握・窓口設置準備 の設置 専門相談開始 I) を巻く 研修実施 研修実施(規模の拡充・内容の充実) 実施準備 合同研修 加キュラム検討 次年度カリキュラム検討 次年度カリキュラム検討 人材育成 状況等を踏まえ 区市町村からの派遣受入 交流実施 区市町村から 人事交流 ニーズ・把握・新たな仕組みの検討 検討の継続・実施状況の検証 派遣研修受入 次年度の実施に向けた区市町村との調整 次年度の実施に向けた区市町村との調整 医療ネット 医療機関との 医療機関との関係構築の推進・ネットワークの拡充 高 ワーク 関係構築 見 ¦いケ 児ア 童二 直 施設へのコン モデル実施 取組の拡充 し サルティング 等を検討 のズ 支の 研修の実施に向けた検討 研修実施 都児相と 子家セン心理 子家センの ガ イト・ライン 援 職向け研修等 が イドラインの策定に向けた検討 連絡会実施 10 策定

# 【目次】

資料編

| <u>ワーキンググループでの</u> 議論の概要               | …1頁            |
|--|----------------|
| ・ケース移管のルールの確認・・東京ルールの運用に関する検証          |                |
| 入所調整の効率化に向けた取組について                     | ····3頁         |
| ・施設の空き情報のタイムリーに「見える化」ツール・施設への入所調整に係る今後 | の対応(案)         |
| <u>事例共有システムについて</u>                    | ····7頁         |
| 令和7年度合同研修の進め方                          | ··· <u>8頁</u>  |
| ・都区共同企画研修内容(案) ・新たな都区相互開放研修内容(案)       |                |
| <u>こども家庭センター体制強化事業について</u>             | ···1 <u>1頁</u> |
| 都児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化事業               | ···13頁         |
| 区市町村の保護者支援に関するガイドライン作成事業               | ····14頁        |
| 都児童相談センターの体制強化                         | ···15頁         |
| 都児童相談所の体制強化(人材の確保・育成・定着に向けた取組)         | …16頁           |
| 一時保護体制強化事業                             | ···17頁         |
| <u>児童養護施設向けコンサルティング</u>                | …18頁           |
| 東京都社会的養育推進計画                           | ···20頁         |
| 東京都子供・子育て支援総合計画                        | ···26頁         |
| 東京都ひとり親家庭自立支援計画                        | ··· <u>31頁</u> |

# ワーキンググループでの議論の概要①【ケース移管のルールの確認】

転居や家庭復帰に伴う自治体間におけるケース移管

### <概要>

- ・児童の居住地が担当児相の管轄区域外になる場合、転居先の居住地を所管する 児相への 「ケース移管」の手続を行う
- ・ケース移管は、「全国ルール」(※)に基づき運用 【主な内容】

移管先児相への連絡内容、児相間で共有する資料等

・児相は、転居事実の確認や転居後の地域支援等について子家センと連携して対応

### <課題> 自治体間におけるルールの解釈の違いにより手続きや支援が円滑に 進まない場合がある



### R6年度の取組

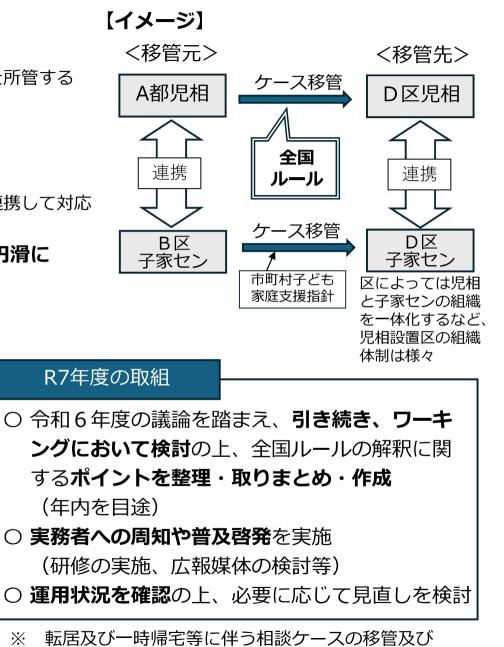
- ワーキングを3回開催し、都内の児相間における 移管等の手続きの現状及び課題を確認
- →議論のポイントや、整理が必要な事項を取りまとめ <議論のポイント>

### ○全国ルールの遵守が原則

- ○援助の手法等、自治体ごとの独自性は保ち、よりよい 援助につながるものは全体で共有
- ○都児相、区児相、子家センそれぞれの視点から議論

### <整理が必要な事項>

- ・移管元から移管先への連絡や受理のタイミング
- ・移管先児相に提供すべき資料の内容や種類
- ・アセスメントシートの記載に当たっての視点の共有 箺
- ・ルールを効果的に周知するための方法



情報提供等に関する申し合わせ(全国児童相談所長会)

# ワーキンググループでの議論の概要②【東京ルールの運用に関する検証】



(「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール」)

### <概要>

児童虐待相談に適切に対応するための都児相と子家センの連絡 調整の基本ルール(H19年度策定。法改正等を踏まえ適宜改訂) ※ルールの円滑な運用に向けた「共有ガイドライン」を策定(H26年度)

### <主な内容>

- ・子家センと都児相の役割分担 ・ケースの主担当機関の決定方法
- ・様々なケースにおける連携のあり方(性的虐待、DVケース等)
- ・リスクアセスメント情報の共有 等

### <課題>

## 子家センから児相へ送致や援助要請、児相から 子家センへの送致等が円滑に進まない場合がある

**ルールの運用状況の確認**が必要

### R6年度の取組

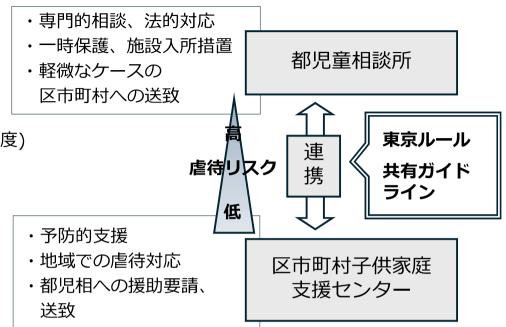
ワーキングにおいて、東京ルールの運用の現状や課題を確認 →議論のポイントや、整理が必要な事項を取りまとめ

<議論のポイント>

- 〇都児相と子家センの**円滑な連携のため齟齬をなくす**
- ○東京ルールを活用していない区児相においても、ルールを 活用している子家セン等との調整にあたり、ルールを準用

### <整理が必要な事項>

- ・家庭養育優先原則やパーマネンシー保障等、基本理念の確認・共有
- ・子家センから児相への送致等の目安とする共通のツール等
- ・協議におけるオンラインの活用促進
- ・送致における児相と子家センの役割分担
- ・特定妊婦に係る子家セン、児相の役割・・手続の簡素化
- ・家庭復帰における児相から子家センへの情報提供のタイミング



※児相設置区によっては、当該ルールを準用

## R7年度の取組

 引き続き、ワーキングにおいて東京ルールの 運用状況を確認・検証の上、ルールの見直し を検討
 都児相と子家センの円滑な連携に向けたポイ ントを整理・取りまとめ・作成(年内を目途)
 ルールの円滑な理解に向けた周知方法の検討 (研修の実施、広報媒体の検討等)

○ 運用状況を確認の上、必要に応じて見直しを検討

## 入所調整の効率化に向けた検討について

〇児童相談所は、児童の施設入所の措置を行う際、各施設に個別に入所依頼

→児相は、依頼に応じてもらえる施設が見つかるまで個別に打診を続けざるを得ない状況 施設は、多くの児相から入所依頼が日々舞い込むため、受け入れの優先順位付けが困難な状況

〇現在、児童相談所は、月に2回施設側から共有される施設の空き情報を参考に入所の打診を行っているが、 打診の際には情報のタイムラグが発生



こうした課題を解決するため、以下の取組を進める

▶児童相談所と施設等間で、施設の空き情報の「タイムリーに見える化」の実施

(令和6年度試行実施、令和7年度以降本格実施)

▶施設入所調整窓口の設置、施設と児童とのマッチングを行うシステムの構築

(令和8年度試行実施を想定)

# 施設の空き情報の「タイムリーに見える化」ツール①

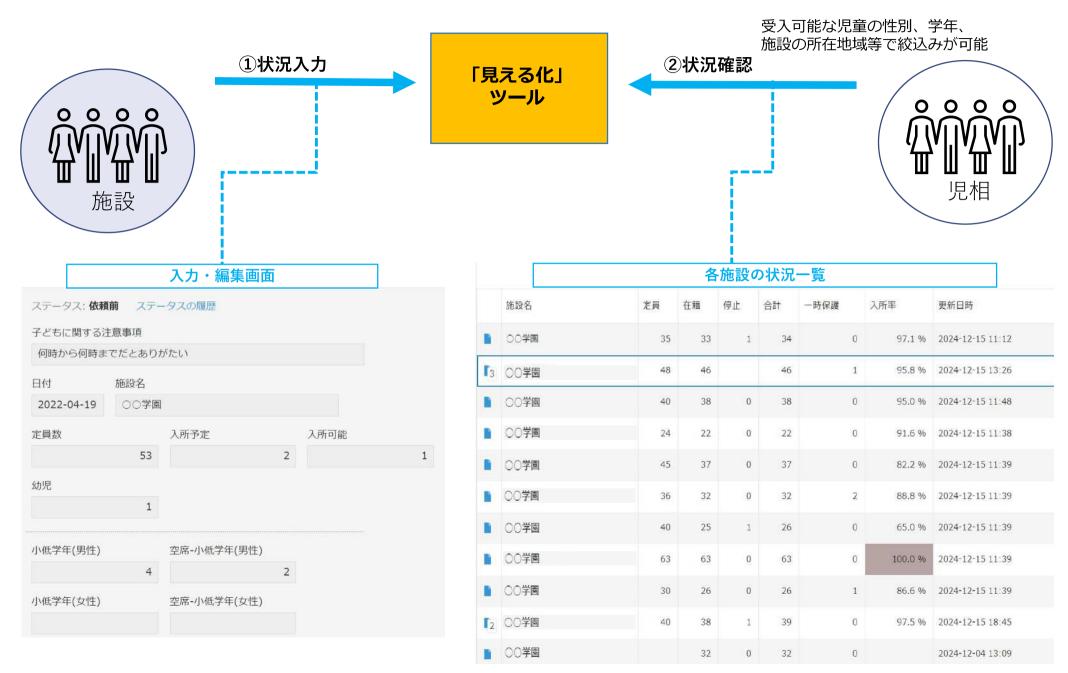
### ▶施設の入所状況や空き情報をクラウド上で共有するツールを作成

⇒最新の情報がリアルタイムで確認可能となる

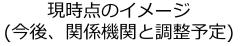
### ▶令和7年1月までに試行用デモ版を作成し、2月以降、各児相、施設にて試行実施予定



# 施設の空き情報の「タイムリーに見える化」ツール②



## 施設への入所調整に係る今後の対応(案)



▶施設入所調整窓口の設置に向けて、関係機関と協議しながら検討を進めていく
 ⇒ 令和8年度試行実施を目指す(都児童相談センターに窓口を設置する方向で検討)

【窓口のイメージ】



### 【令和7年度の取組】

- ▶児相側、施設側と様々な場で意見交換を行い、入所調整窓口の設置に係る課題を整理
- ≻入所調整システムの構築に向けて、要件定義及び基本構想の策定を進める

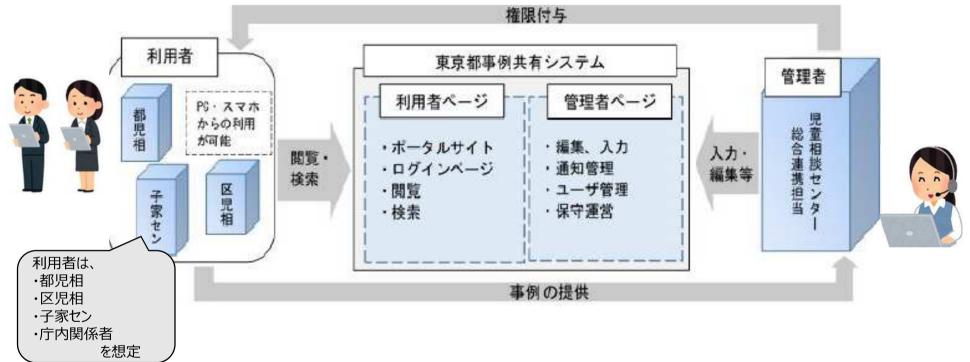
令和7年度予算額:40,090千円(システム開発に向けた要件定義委託経費)

## 「事例共有システム」について

### 1 目的

より効率的にノウハウの蓄積やスキルの継承を行えるよう、都児相及び児相設置区も含む区市町村における、法的対応を含む多種 多様な困難ケースについて、その概要や対応経過、検証分析結果等を共有するシステムを新たに構築することで、東京全体の児童 相談業務の質の向上を図る。

### 2 システムの全体像



3 令和7年度予算額

システム関連経費 6,206千円

4 今後のスケジュール

令和7年度前半 システムの設計・開発、事例の収集 ※事例の収集方法については、今後調整 後半 システム運用開始

# 令和7年度 合同研修の進め方

# 方向性

- O 人材育成の基本的な部分はそれぞれの自治体で実施しているが、困難事例への対応をはじめ、「専門性向上」に資する内容など については、都と区市町村で共有することで、東京全体で高い専門性を維持向上していく
- 〇 令和7年度、主に中堅層を対象とした専門的知識の共有を目的に、以下のとおり、都区共同企画の研修や、都と区が個別に実施 する研修への相互乗入れを試行的に行い、自治体間の「顔の見える関係」の構築を進めていく

## 令和7年度 新たな合同研修(案)

- I 都区共同企画研修
- 1 **中堅層の強化**(都提案)

都及び区市町村(児相・子家セン)の課長代理・係長級職員を対象に、児童相談行政の最新のトピックに関する講義を行うと ともに、ケース対応や職員育成の実践についてグループ討議等を実施 ※都区職員のニーズを基にトピックを選定

2 先進的取組の共有(特別区職員研修所提案)

学会や学術会議等で発表した演題について、東京における児童相談分野の先進的な取組として児相及び子家セン職員を対象に、 発表者が改めて発表するとともに、その内容について出席者がグループ討議を行う

### Ⅱ 都区相互開放研修

1 模擬個別ケース検討会議(都が実施)

児相、子家センの職員が合同で参加し、模擬個別ケース検討会議を通してお互いの立場や役割等に対する相互理解を深め、より 円滑で効果的な連携・協働のあり方について学び考える

2 面接スキルトレーニング研修(都が実施)

面接理論を知識として憶えることよりも実習を通して体験し、気づきを得て主体的に学び取ることをねらいとした体験型の研修。 スキルトレーニングを通して一定の面接の型を身につけ、実務での反復を繰り返して習熟度を高める。

3 司法面接(特別区職員研修所が実施) 児童虐待被害等の調査において、関係機関とチームを組み、児童の心理的負担等に配慮した面接のための強化を図る

4 リーダー研修(児童心理司)(特別区職員研修所が実施)

リーダーに役立つ知識や技法を学び、職員の指導、育成を行うための資質向上を図る

# I 都区共同企画研修内容(案)

## 1 中堅層強化

| テーマ        |             | 都区市町村のチーフ、係長級職員が、時流に応じたテーマの講義を受け、日々のSVや職員育成の実践<br>についてグループで共有し、共に支え合える場とする |  |  |
|------------|-------------|--|--|--|
| 対象職員       |             | 都:チーフ、課長代理級 約60名 区市町村(児相・子家セン):中堅職、係長級 約120名<br>計180名程度 ※初年度は相談部門福祉職を対象    |  |  |
| 実施規模・[     | 回数等         | 【実施規模・回数】1回あたり30名程度×6回   【実施時期】夏以降、月1回程度<br>※対象職員は6回のうち、希望する1回を受講          |  |  |
| カリキュ<br>ラム | 講義          | 【題目候補】<br>・子供の意見表明 ・トラウマインフォームドケア ・チームマネジメント など                            |  |  |
| )<br>(案)   | グループワー<br>ク | 講義を踏まえてグループワークを行い、全体で共有  |  |  |
| 会場(案)      |             | ※外部施設で調整   |  |  |

## 2 先進的取組の共有

| テーマ       |             | 虐待防止学会等で発表を行った演題について、改めて東京での児童相談分野での先進的な取組として<br>都区児相、子家セン職員が共有し、業務のヒントとする |
|-----------|-------------|--|
| 対象職員      |             | 児童福祉司、児童心理司、保護所職員、子家セン職員   |
| 実施規模・回数等  |             | 【実施規模・回数】1回80名程度(年1回) 【実施時期】R8.2下旬   |
| カリキュ      | 講義          | 虐待防止学会等で発表した演題、学術誌等に掲載された論文や学位論文等の発表                                       |
| ラム<br>(案) | グループワー<br>ク | 講義を踏まえてグループワークを行い、全体で共有  |
| 会場 (案)    |             | 特別区職員研修所   |

# Ⅱ 新たな都区相互開放研修内容(案)

### 1 模擬個別ケース検討会議 (都が実施)

| 目的   | 児相、子家センの職員が合同で参加し、模擬個別ケース検討会議を通してお互いの立場や役割等に対する相互理解を深め、<br>より円滑で効果的な連携・協働のあり方について学び考える |  |  |  |
|------|--|--|--|--|
| 対象職員 | [都児相]児童福祉司、児童心理司、保護所職員<br>[区市町村]児童福祉司、児童心理司、保護所職員、子家セン職員 ※区市町村職員受け入れ可能人数:60名           |  |  |  |
| 研修内容 | [会場]トレーニングセンター [内容]講義、模擬個別ケース検討会議、振り返り   |  |  |  |

### 2 面接スキルトレーニング研修 (都が実施)

目的面接理論を知識として憶えることよりも実習を通して体験し、気づきを得て主体的に学び取ることをねらいとした体験型<br/>の研修。スキルトレーニングを通して一定の面接の型を身につけ、実務での反復を繰り返して習熟度を高める。対象職員児童福祉司(1年目)、児童心理司(1年目) ※区児相職員受け入れ可能人数:20名研修内容[会場]トレーニングセンター [内容]体験型演習

### 3 司法面接 (特別区職員研修所が実施)

目的児童虐待被害等に係る調査を行うにあたり、関係職員と関係機関がチームを組み、児童の心理的負担等に配慮した面接が<br/>適時適切に実施できるよう強化を図る※警察・検察と協同で実施対象職員[特別区]児童相談所、こども家庭センター勤務職員、子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員<br/>[都児相]児童福祉司、児童心理司、保護所職員<br/>※都児相職員受け入れ可能人数:各児相1名研修内容[会場]特別区職員研修所[内容]NICHDプロトコルに基づく司法面接

### 4 児童心理司リーダー研修 (特別区職員研修所が実施)

| 目的   | 児童心理司のリーダー(SVを含む)として求められる最新の知識・技術を学び、後進の指導・育成を行えるように資質<br>の向上を図る   |
|------|--|
| 対象職員 | [特別区](1)児童心理司5年目以上の職員 (2)児相やこども家庭センターにおいて心理職のリーダー的役割を担う、<br>または担うことを期待される職員<br>[都児相]児童心理司 ※都児相職員受け入れ可能人数:各児相1名 |
| 研修内容 | [会場]特別区職員研修所 [内容] 〇最新の知識・情報に関する講義 〇人材育成、組織力向上に必要な専門知識に関<br>する講義、演習 〇事例討議 等                                     |

## こども家庭センター体制強化事業について

#### 目的

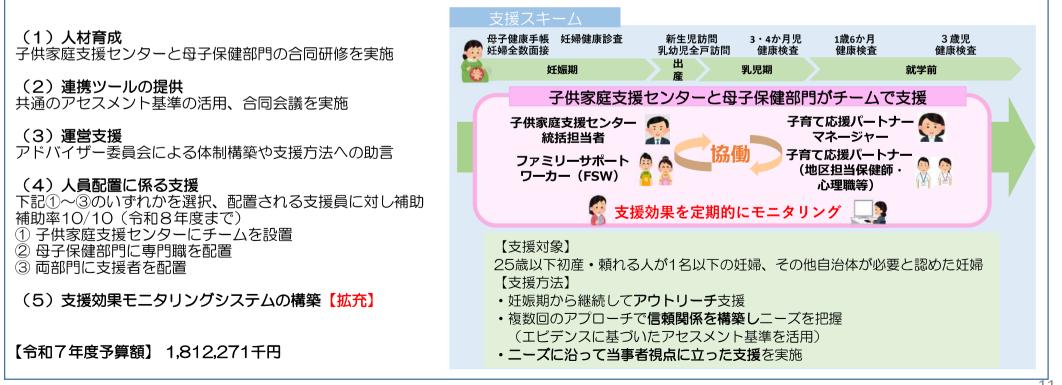
妊娠期からの切れ目のない支援を実現するため、児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等が行えるよう、連携に 必要な支援チームを配置する区市町村を支援するとともに、両部門の連携強化や職員のスキルアップを図る研修等を実施する。 すべての家庭が健やかに子育てできる環境を整えることで、虐待の未然防止に繋げる。

#### 2 経緯

児童福祉法および母子保健法の改正により、区市町村の児童福祉部門と母子保健部門が連携し一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設 置が努力義務化(令和4年度改正、6年度施行)

- ☞ 「予防的支援推進とうきょうモデル事業」(R3~)と「とうきょう子育て応援パートナー事業」(R4~)を一体化。
   「こども家庭センター体制強化事業」を実施し、子供家庭支援センター(児童福祉部門)と母子保健部門の連携をより一層強化(R6~)
   ☞ 令和7年度より、支援の効果を測るためモニタリングシステムを構築

### 3 事業概要



### こども家庭センター体制強化事業 支援効果モニタリングシステムの概要

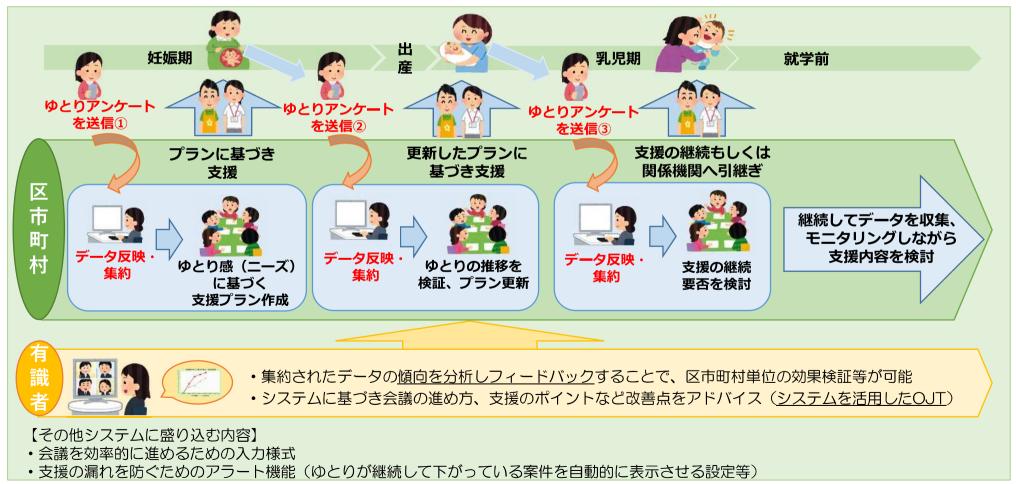
#### これまでの取組と効果

- ・予防的支援推進とうきょうモデル事業では、妊産婦のニーズに沿って「ゆとり感(※)」を指標とした支援を実施
- ・個別ケースについて定期的にモニタリングし、支援効果を測定することによりさらに支援を充実

(※)経済的・体力的・時間的・精神的・生活全般の5つのゆとりを10点満点で回答。点数が高いと育児の際に子供を叩くしつけをするリスクが低減。

#### 要求内容

- ・こども家庭センター体制強化事業においても、妊産婦の「ゆとり感」をモニタリングしながら支援のPDCAを回せるよう、アンケート集約システム <u>を開発</u>(令和7年度開発・テスト、令和8年度運用予定)
- ・有識者により区市町村単位の分析を行い、フィードバックおよびスーパーバイズを実施



## 都児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化事業

増加する児童虐待相談に的確に対応し、切れ目ない支援を行うため、**子供家庭支援センターの機能強化を支援**するとともに、 **都児童相談所との連携強化の仕組みづくりを推進**し、東京全体の児童相談体制を強化

令和7年度予算額 13億円 ①子供家庭支援センターへの送致案件の対応支援 ②区市町村から都児童相談所への研修派遣支援 面前DV等、児童相談所から区市町村への送致案件への 区市町村が定める児童福祉人材の育成計画に基づき、 対応を支援するため、児童相談所・警察・専門支援機関等 都児童相談所へ**職員を通年派遣し、子供家庭支援セン** との連携強化に対応する職員の配置経費を区市町村へ補助 **ターの基幹職員として育成する取組**へ補助 原音相談所 ➡都児童相談所と子供家庭支援センターの役割分担を適 ➡子供家庭支援センターの組織力を強化 切化 都児童相談所から 加算上限 【補助基準額】 の送致件数(※) 【補助基準額】 派遣後、 虐待対策ワーカー: 6.042千円/名 6.042千円/名 71件~140件 1名 帰任 派遣 主任虐待対策ワーカー:7,000千円/名 (基本分:1名、加算分:上限5名) 2名 141件~210件 ※事業を実施する前年度に都児童相談所から (派遣される職員の人件費を補助) 区市町村 受理した送致件数に応じて、加算上限を設定。 211件~280件 3名 (子供家庭支援センター) 【補助率】 4名 281件~320件 【補助率】 都10/10(令和8年度まで) 都10/10(令和8年度まで) 321件~ 5名 ③DXによる業務効率化への支援 ④連携のための拠点づくり 『子供家庭支援センターに都児童相談所のサテライト 子供家庭支援センターの電話・記録等の業務のDXに係 オフィス

又は
『都児童相談所に
子供家庭支援センター るシステム導入経費を区市町村へ補助 の分室』を設置 ➡子供家庭支援センターと都児童相談所の連絡調整等 ➡都と区市町村の職員が、同一の施設でケース会議や を効率化 情報共有を行いながら、共同で相談対応等を実施 【補助基準額】 【補助基準額】 (例) 50.000千円/1自治体 8,181千円/名 子供家庭支援センター (職員3名分の人件費を補助) 【補助率】 都児童相談所 サテライトオフィス 【補助率】 都1/2・区市町村1/2 都10/10(令和8年度まで) (令和8年度まで)

| 現状・課題      | 区市町村の保護者支援に関するガイドライン作成事業  |
|------------|---|
|            |   |
| 国の動向       | : 令和6年度より親子関係形成支援事業が家庭支援事業に位置付けられ、都道府県等が推進役となり、<br>児童相談所による支援のほか、市区町村や関係機関、自治体内の他部署等を含めた総合的な支援体<br>制を構築する必要がある。   |
| 親子関係形成支援事業 | <ul> <li>:子供と親がその相互の肯定的つながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の</li> <li>問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復・再構築に取り組むこと。</li> <li>※区市町村においては、主に心理職が親子面会等を通じて心理学的側面からの支援を実施</li> </ul> |
|            |   |

#### ○国が令和5年度末に親子関係形成支援事業に関するガイドラインを作成・発出(<u>全国共通の方針を定めた一般的な内容</u>) ※国のガイドライン記載事項

- ・市区町村における親子関係再構築支援の必要性
- ・市区町村に求められる支援体制と児童相談所との連携・協働による支援
- ・都道府県単位での親子関係再構築の支援体制のあり方と、市区町村への支援の充実等

### 令和7年度の取組

#### 児童虐待の未然防止に向け、区市町村の親子支援に関する取り組みを後押しするために東京都版ガイドラインを作成

心理専門支援員に期待される保護者支援等について、区市とのWG等を通じて都の支援方針を策定し、区市町村における 親子への支援向上を図る。

#### 【ガイドライン記載内容(案)】

- ◆ 区市町村の心理専門支援員に期待される役割、都の役割
- ◆ 保護者支援における児童相談所と子供家庭支援センターの具体的な連携方法
- ◆ 心理専門支援員を有効活用している事例(心理職の専門性を発揮している自治体の取組内容等)の紹介

### 【策定スケジュール(予定)】

| 4月~6月 | 7月~9月   | 10月~12月 | 1月~3月   |
|-------|---------|---------|---------|
| 契約締結  | 第1回・第2回 | 第3回・第4回 | 取りまとめ、  |
|       | 区市WG開催  | 区市WG開催  | 区市町村へ発出 |



予算額:<u>20,000</u>千円(委託料)

# 都児童相談センターの体制強化

東京全体の児童相談体制の強化に向け、区立児童相談所や子供家庭支援センターと一体となって広域化・専門化する課題に対応できるよう、都児童相談センターの体制を強化

| (1)総合連携課の設置  | (2)人材企画課の設置   | (3)治療指導課の拡充   |
|--|---|---|
| <ul> <li>区児相も含めた東京全体の総合調整機能の強化に向けて、現行の総合連携担当を拡充</li> <li>相談援助業務の標準化や、困難ケース・広域的な相談援助活動にかかる専門的支援を強化</li> </ul> | <ul> <li>◆ 児童相談分野のエキスパートとして着実<br/>にキャリアアップできる人材育成を実施す<br/>るため、児童福祉に係る専門職の人材<br/>施策を総合的に推進する課を設置</li> <li>◆ 区児相も含めた児相職員、子家セン職<br/>員等に対する合同研修を実施</li> </ul> | <ul> <li>◆ ケアニーズの高い児童への専門的なケア<br/>を行うための体制を強化するため、治療<br/>指導課を拡充</li> <li>◆ 医療機関とのネットワークの構築を進める<br/>とともに、児童養護施設等へのコンサル<br/>ティングの取組を推進</li> </ul> |
| ◆ 人事交流による区市町村との連携強化<br>を図る   | ◆ トレーニングセンターの研修の一部を区市<br>町村職員にも展開   |   |
| 総合連携機能を事業課から独立<br>課長1、課長代理2、一般4増員  | 人材企画機能を事業課から独立<br>課長代理1、一般3増員   | 部長1、医長1、一般2増員   |

都児童相談所の体制強化(人材の確保・育成・定着に向けた令和7年度の取組)

### 確保・定着

### ○福祉職採用選考の見直し(令和8年度採用から) 500

- ・受験生の負担を軽減し、専門分野の知識や技術を発揮 できるよう**選考を見直し**(|類BにおけるSP|導入、 ||類における教養試験廃止等)
- ・都内の会場に加え、**地方会場**(宮城県)での選考を 実施

### 〇専任チームによる採用活動の展開

- ・児童相談センターに設置している採用活動の**専任チーム** (児相OB等)が大学や専門学校を訪問し、児相の仕事 内容の紹介や学生向け出前講座等を実施
- ・福祉職の新たな採用パンフレット・動画(R6年度末作成 予定)の活用

## 〇プレチューター制の導入 馻

- ・児童相談センターに専任職員を配置し、採用前から内定者 の相談に対応するとともに、採用後も相談支援を行うなど、 フォローアップを実施
- ○職員住宅の借上げ Ѿ (R7予算額 3.5億円)
- ・都児相職員向けに、単身用及び家族向けの**民間賃貸住宅を** 借上げ(家族向けはR7年度から)

## ○奨学金返済への支援 (1) (R7予算額 0.4億円)

・都の福祉系職員及び民間児童養護施設等の専門職の新規採用 者を対象に、**奨学金の返済を支援** 

### 育成

### 〇トレーニングセンターでの実践的研修

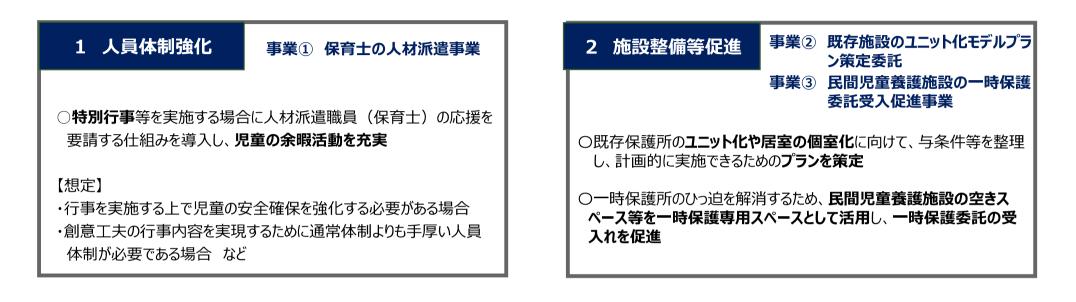
・児童や保護者との面接スキルの向上に向けたロールプレ **イングやゼミ形式の事例検討**など、実践的な研修を実施

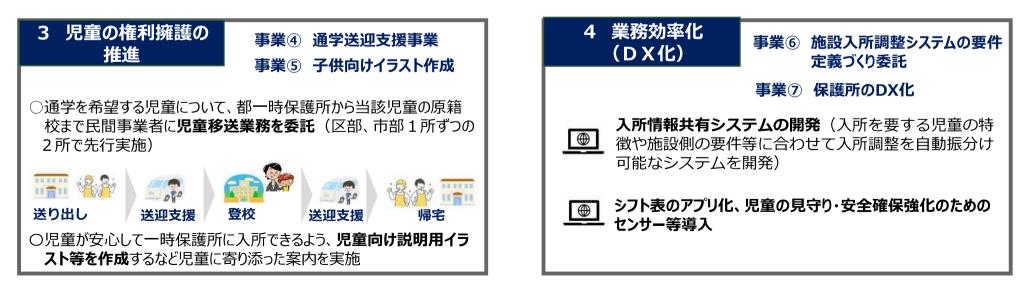
## 〇都と区市町村による合同研修 🚮



・都児相、区児相、区市町村子家センの職員を対象とした **都区共同企画研修**や、都区それぞれの研修の相互開放を 実施し、専門性向上や「顔の見える関係」の構築を推進

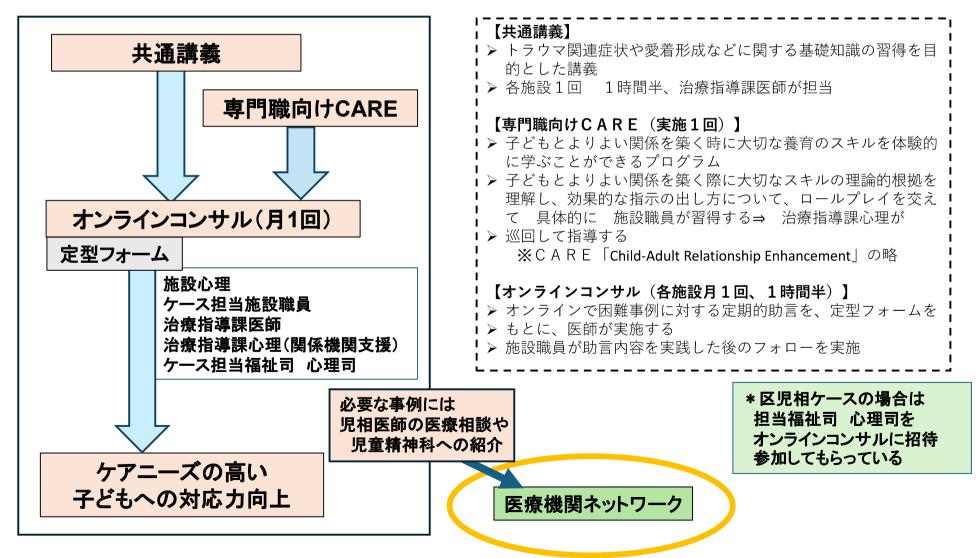
## ソフト・ハードの体制強化、保護児童への支援向上、職員の負担軽減を一体的に推進





# 児童養護施設向けコンサルティング

○自傷、暴力など、ケアニーズが高い事例が多く、施設職員が対応に苦慮している状況を踏まえ、
 施設の支援力向上を目的としたコンサル(モデル実施;八街学園R6年7月~)
 ○R7年度以降は、モデル実施した児童養護施設支援コンサルを、都立施設6か所に拡大予定



オンラインコンサル相談票

相談日 令和年月日

| 児童氏名  | 性別                     | 学年   | 寮   | 归   | 相                | 寮職員 |              | 心理       |
|---|------------------------|--|---|---|------------------|-----|--------------|----------|
| 入所日 相談したいに  | と・困っているこ               | E  |   | 3   | の相談のゴー           | -1L |              |          |
| 入所<br>主訴  |                        |  |   |   |                  |     |              |          |
| 成育歴、入所に至る経緯   |                        | 家  | (族状況(ジ:   | ェノグラム                                     | )                |     | 医療歴          | あり ・ なし  |
|   |                        |  |   |   |                  |     | 診断名          | - 60     |
|   |                        |  |   |   |                  |     | 通院先<br>(主治医) |          |
|   |                        |  |   |   |                  |     | 服薬           |          |
|   | 行動観察・ア                 | セスメント  |   |   |                  |     | メモ・相談結響      | <br>果まとめ |
| PTSD関連     ロ感情の反応が状況に見合わず過剰(過激):     る(強い恐怖、怒り、罪悪感など)     口行動の反応が状況に見合わず過剰(過激):     る(過度な攻撃性、警戒、反抗、证く、傷付く     眼気など)     口目傷行為がある     ロぼーっとして声をかけても無反応、もしく:     ロ因まってしまう | □反応することがあ<br>○、笑う、あくび、 | <ul> <li>□素直に応じ</li> <li>□ぐずりだす</li> <li>□説明のでき</li> <li>□相手によっ</li> </ul> | <b>愛着</b> 開<br>の気を引く行動が3<br>ることができない<br>と(こだわりだす)<br>ない、苛立ち、患し<br>て表情や態度を変え<br>が極端に近かった。<br><b>発達障害</b> | ある<br>と)切り替えが<br>しみ、恐怖反応<br>える<br>り、遠かったり | <sup>ర</sup> చెం |     |              |          |
| ロ特定の人、取り組み、場所、伏児を避ける<br>話題など)<br>ロいつもいらいらしていて落ち差かない   | (集団、眺昌、活動、             | 100750 ALVERA  | Dと診断もしくは第<br>定スペクトラムとI  | 3KH1612)                                  | いあり              |     |              |          |
| ロ気分にむらがある(抑うつ的、僻的)、もし<br>むらがある<br>ロ必要以上の自責感、他責感、恥を感じ、自信   |                        |  | <b>(参考)AC</b><br>ロ心理的虐待<br>レクト ロ心理的   | 口性的虐待                                     |                  |     |              |          |
| 舞いをする<br>ロ大人(養育者、家族等)の不適切な言動、指  |                        |  | ロ親との離別(死<br>疾患 ロ家族の   |   | 1                | 1   |              |          |

# 東京都社会的養育推進計画(令和7年度~11年度)案の概要

#### 計画案の概要

子供の最善の利益を確保する観点から、在宅での支援から特別養子縁組、代替養育や自立支援など、一体的かつ全体的な視点 をもって策定する計画(国が定める都道府県社会的養育推進計画策定要領に基づく)

【計画期間】令和7(2025)年度~令和11(2029)年度の5年間 【特 徴】8つの児童相談所設置区が策定する計画と調整を図って計画を策定

#### 改定のポイント

 「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障(※)」の2つを、計画全体を貫く共通の考え方として位置付け ※「パーマネンシー保障」・・・永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障

#### ②代替養育を必要とする児童数の推計

里親等への委託や施設入所が必要な児童数を、都と児相 設置区それぞれが推計し、都全体の数値として合算

#### ③里親等委託率の目標値を設定

従来の目標である37.4%の達成に向け着実に実績を 伸ばしており、前回計画の目標を維持し施策を更に推進

#### ④子供へのアンケート・ヒアリングの実施

計画の策定に向けて参考とするため、都内の児童養護施設、里親等に措置又は委託されている児童や都の 一時保護所に入所中及び退所後の児童を対象に実施

#### 具体的な取組

|  | 9つの目標                           |                                 |
|--|---------------------------------|---------------------------------|
| <ol> <li>①当事者である子供の権利擁護の</li> <li>取組の充実</li> </ol> | ④施設におけるできる限り良好な家庭的<br>環境の整備     | ⑦児童相談体制の強化                      |
| ②パーマネンシー保障の考え方に基づく<br>支援体制の構築                      | ⑤心理的・治療的ケアが必要な子供への<br>専門的な支援の充実 | ⑧一時保護児童への支援体制の強化                |
| ③家庭と同様の環境における養育の推進                                 | ⑥社会的養護のもとで育つ子供たちの<br>自立支援       | ⑨子供と子育て家庭を支える専門人材<br>の確保・育成・ 定着 |

| 4,146人 🗖  | ➡ <u>4,506人</u> |    |
|-----------|-----------------|----|
|           |                 |    |
| 令和5年度(実績) | 令和11年度(目        | 標) |
| 17.5%     | 推進 <u>37.4%</u> |    |

令和11年度

20

令和7年度

#### 当事者である子供の権利擁護の取組の充実 目標1

#### 施策の方向性 ○ 令和6年4月施行の改正児童福祉法に、児童 〇子供を権利の主体として尊重し、子供の意見を踏まえた援助を 相談所が関わる子供の権利擁護や意見表明等を 行うため、権利擁護の取組を推進 **支援する体制の整備**について規定 〇 子供本人や周りの大人(児童相談所や施設職) 員など)に対する**権利の啓発、**子供の**意見形成** ✓ 子供本人に対する権利や相談方法の説明訪問を拡大【拡】 や意見表明の支援が必要 ✓ 児童相談所職員、施設職員等の周りの大人に対する子供の権利擁護に 関する説明会の内容を充実【拡】 ✓ 子供の意見形成や意見表明を支援する意見表明等支援員の導入先を拡 大【拡】 きょうちゃんは、「けんり」って しってる? きょうは ブロックで あそびたいな

#### パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築 目標2

### 現状

けんり

現状

○ 永続的な家族関係をベースにした、**パーマネ** ンシー保障の考え方に基づく、家庭や家庭と同 様の環境における養育が重要

▲幼児向け説明動画の画面の一部

○ 家庭での養育を継続するためには、**妊婦や家** 庭の悩みをもとに、虐待等の未然防止が必要

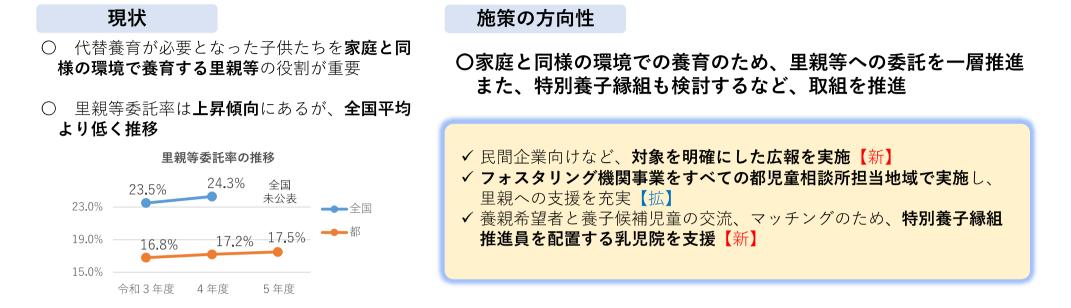


施策の方向性

〇子育て家庭等に対し、虐待等の未然防止に係る支援を充実

- ✓ こども家庭センターで、妊産婦の悩み等を把握し、虐待の未然防止へ 取り組む区市町村に対し、支援効果を測る仕組みを構築・提供【拡】 ✓ 子育て短期支援事業など、家庭支援事業に取り組む区市町村の人材確 保や実施促進に向けた支援を充実【拡】
- ✓ 母子等への産後ケア、妊婦や子育て家庭への家事育児サポーター派遣 など、**産後うつや乳幼児の虐待予防**に取り組む区市町村を支援【拡】

# 目標3 家庭と同様の環境における養育の推進



**目標4** 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備

現状

○ 家庭では困難なケアを要する子供たちなどの 育ちの場として、多職種が配置されている施設 の役割は依然として重要



#### 施策の方向性

- 〇児童養護施設等において、家庭的な環境の整備や機能に応じた 多機能化を同時に推進
- ✓施設における家庭的な環境での養育をさらに進めるため、引き続き、 グループホームの設置を支援
- ✓ 児童養護施設・乳児院において一時保護児童を受け入れる取組を支援 【拡】

# 目標5 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実

#### 現状

#### 施策の方向性

○ 近年、個別的なケアを必要とする児童が増加 しており、適切なケアを受けられる支援体制の 充実が必要



- 〇施設におけるケアニーズが高い児童への専門的な支援や児童 相談所における児童、施設等への支援の更なる充実を図る
- ✓ 児童自立支援施設において、心理職の増員・心理担当部署の設置を図るとともに、スーパーバイズ体制の構築を検討【拡】
- ✓ 児童相談センターにおいて、児童精神科病床を有する医療機関との ネットワークの構築や児童養護施設等へのコンサルティングなどを実施【拡】

目標6

# 6 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援

#### 現状

- 施設への自立支援コーディネーターの配置な どにより、社会的養護のもとで育つ子供たちの 自立を支援
- 〇 令和4年改正児童福祉法において、社会的養
   護経験者等の実情把握や必要な援助が法定

| (進学した学校における在籍・ | 卒業状況) |
|----------------|-------|
|----------------|-------|

| 続けて在籍<br>している | 中途<br>退学した | 卒業した  |
|---------------|------------|-------|
| 35.2%         | 14.0%      | 50.8% |

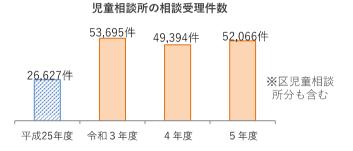
#### 施策の方向性

- 〇児童養護施設等に入所中の児童について退所後の生活や進学、 就労に向けた自立支援を推進するとともに、社会的養護経験者 等の実情を踏まえた必要な援助を実施
- ✓ 社会的養護自立支援協議会を設置し、関係機関の連携を強化するとともに、社会的養護経験者等の実態と支援ニーズを把握する実態調査を実施【新】
- ✓ 児童養護施設等が措置解除後も退所者等とつながり、必要な支援を行うための交流会等の取組を支援【拡】

#### 児童相談体制の強化 目標7

#### 現状

- 深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応 するため、**児童相談体制の強化**が必要
- 国の政令基準等を踏まえた都児童相談所の 管轄区域の見直しや、区立児童相談所の整備 が進む中、都全体での体制確保が必要



### 施策の方向性

- 〇都児童相談所の新設や都と区市町村の総合的な連携により、 きめ細かな児童相談体制を確保
- ✓ 大田、町田など、新たな児童相談所の設置を着実に実施【新】 ✓東京全体の児童相談体制の充実・強化を図るため、都児童相談所及び 特別区児童相談所並びに子供家庭支援センターを対象とした相談事例 等を共有するシステムを構築【新】

一時保護児童への支援体制の強化 目標8

現状

- 施策の方向性
- 令和6年4月内閣府令が施行され、都道府 県に一時保護所の設備運営基準に関する条例 策定が義務化
- 一時保護所では定員を超過して児童の受入 れを行っている状況



- 〇ソフト・ハード両面で一時保護所における支援体制を強化し、 一時保護児童の権利擁護を推進
- ✓ 児童の権利擁護や必要な個別ケアを確保する観点から手厚い職員配置 の方針を設定【新】
- ✓ 将来的な需要を勘案し、一時保護所を着実に整備【新】
- ✓ 入所児童の通学支援、余暇活動の充実など児童の権利擁護の取組等を 強化【新】

# 目標9 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

#### 現状

〇 児童相談所や子供家庭支援センター、 母子保健部門、児童養護施設など、そ れぞれの特性に応じて高い専門性が求 められる

切れ目ない支援を提供する
 には、担い手となる専門人材
 の確保・育成・定着のための
 取組が必要



### 施策の方向性

- 〇都児童相談所や区市町村(児童相談部門・母子保健部門)、 児童養護施設等における専門人材の確保・育成・定着を充実
- ✓ 教養試験廃止や東京以外での選考等、都の福祉職採用選考を見直し【新】
   ✓ 採用予定者に寄り添いフォローするプレチューター制を導入【新】
- ✓ 都児童相談所及び特別区児童相談所並びに子供家庭支援センターを対象とした合同研修を実施【新】
- ✓児童養護施設等の職員に対して認定資格の取得を支援【新】

### 計画の進捗評価と見直し

- 計画の達成状況を評価するため、記載事項ごとに取組や指標を設定しており、毎年度、各取組や指標の現状把握 に必要な調査を行い、**児童福祉審議会において、計画の達成状況の進捗を管理**
- 計画の達成に向けて、児童福祉分野に加えて、若者支援、生活福祉、障害者支援など、**分野横断的に取組を実施**
- 児童自立支援施設については、求められる役割や今後の方向性に向けた検討の必要性が示されたため、引き続き
   体制のあり方を検討
- **中間年である令和9年度を目安として検討**を行い、必要な場合には計画を見直し

### 第3期子供・子育て支援総合計画(案)の概要

#### 計画の概要

都における子供・子育てに関する総合計画として、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」、次世代育成支援対策 推進法に基づく「都道府県行動計画」、こどもの貧困解消法に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を一体的に策定 【第3期計画期間】 令和7(2025)年度~令和11年度(2029)年度の5年間(令和9年度に中間見直し予定) 【計画の理念】 【子供一人ひとりが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。 【 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。 】 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

#### 改定のポイント

- ① 保育サービス :「量の拡大」から「保育の質の向上」に重点をおいて推進
   ② 学童クラブ : 質・量の両面で子供の居場所を確保
- ③ 子供の貧困対策 : 新たに計画の目標の1つとして設定 ④ 子供の意見を聴く取組:子供を対象としたヒアリング等を実施
- ④ **丁供の息見を聴く取祖**・ 丁快を対象としたビアリング寺を美旅

第2期中間見直し版からの計画事業の追加 429事業⇒499事業 (15局:103事業追加、33事業終了)

#### 6つの目標

|   | 6つの目標                              | 項目  |  |  |
|---|------------------------------------|---|--|--|
| 1 | 地域における妊娠・出産・子育ての<br>切れ目ない支援の仕組みづくり | <ul><li>○妊娠・出産・子育てに関する支援の推進</li><li>○安心できる小児・母子医療体制の整備</li><li>○子育て家庭を地域で支える仕組みの充実</li><li>○子供の健康の確保・増進</li></ul>   |  |  |
| 2 | 乳幼児期における教育・保育の充実                   | ○就学前教育の充実 ○保育サービスの充実 ○認定こども園の充実   |  |  |
| 3 | 子供の成長段階に応じた支援の充実                   | ○子供の生きる力を育む環境の整備 ○次代を担う人づくりの推進 ○子供の居場所づくり   |  |  |
| 4 | 子供の貧困の解消に向けた<br>対策の推進              | <ul><li>○教育の支援</li><li>○生活の支援</li><li>○保護者に対する就労の支援</li><li>○経済的支援</li><li>○必要な支援の利用を促す取組</li></ul>   |  |  |
| 5 | 特に支援を必要とする子供や<br>家庭への支援の充実         | <ul> <li>〇子供の権利擁護の取組</li> <li>〇ヤングケアラーへの支援</li> <li>〇児童虐待の未然防止と対応力の強化</li> <li>〇社会的養護体制の充実</li> <li>〇ひとり親家庭の自立支援の推進</li> <li>〇障害児施策の充実</li> <li>〇慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援</li> <li>〇外国につながる子供等への支援</li> </ul> |  |  |
| 6 | 次代を担う子供たちを健やかに<br>育む基盤の整備          | <ul> <li>○家庭生活と仕事との両立の実現</li> <li>○子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進</li> <li>○子供の安全を確保するための取組の推進</li> <li>○良質な住宅と居住環境の確保</li> <li>○安心して外出できる環境の整備</li> <li>○子供・子育てを応援する機運の醸成</li> </ul>                            |  |  |

### 目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を 支援し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する体制を整備する。

#### <現状>

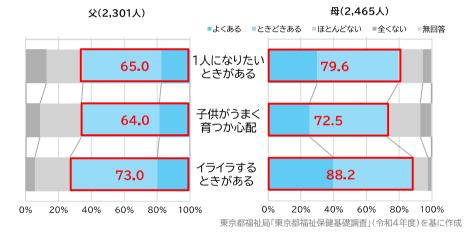
○不妊について心配したことがある夫婦の割合は、増加傾向
 ○若い世代の妊娠適齢期等に関する理解は十分ではなく、正しい知識・情報に基づき自己決定できる環境の整備が必要
 ○妊娠・出産を希望する女性の選択肢を広げる支援も必要



〇子育てに不安を抱える家庭は多い

 ○母子保健部門と児童福祉部門が連携してサポートが必要な 家庭を把握し、適切な支援につなげる体制整備が必要
 ○妊娠期から切れ目ない支援を行い、不安を軽減する必要





#### <取組の方向性>

- ○若い世代が妊娠・出産に関する正しい知識を持ち、将来の ライフプランを描けるよう普及啓発やAMH検査、経腟超 音波検査、精液検査等への支援等を実施
- ○子供を産み育てたいと望んでいるものの、様々な事情により、すぐには難しい方にとって、将来の妊娠に備える選択肢の一つとなるよう卵子凍結への支援を実施【拡】
- ○無痛分娩を希望する女性が、安心して出産できる環境を整備【新】
- 〇児童相談部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的 な相談支援等を行う「こども家庭センター」を創設する区市 町村を支援【拡】
- ○家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を 訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴すると ともに、支援に取り組む区市町村を支援【拡】
- ○妊婦や子育て家庭に対して保健師等の専門職が関わり、面談 や家庭訪問等の伴走型相談支援を実施するとともに、妊娠時、 出産後、1歳・2歳前後の時期において育児用品や子育て支 援サービス等の提供を一体的に実施することで、区市町村と 連携して妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を整備【拡】

27

### 目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い多様な教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよう必要な支援を行う。

#### <現状>

- ○令和4年以降、待機児童数は300人前後で推移し、 待機児童はほぼ解消
- ○保育の必要性のある家庭のみならず、全ての子供 の育ちと子育て家庭を支援することも重要

都内の待機児童数(各年4月1日現在)



#### <取組の方向性>

○待機児童対策を中心とした「量の拡大」から、「保育の質の向上」、保育の必要性の有無に関わらない「子育ちの支援」 に重点を置いて施策を推進

○保育サービスを支える人材確保は引き続き推進

#### 質の高い保育の確保・充実

(保育の質の確保・向上の取組を推進)

- Oとうきょう すくわくプログラムの推進 【拡】 ・幼児教育・保育のさらなる充実を図るため、実施園の拡大、
  - プログラムの質向上に向けた支援を実施

#### 〇保育の質や安全性の確保

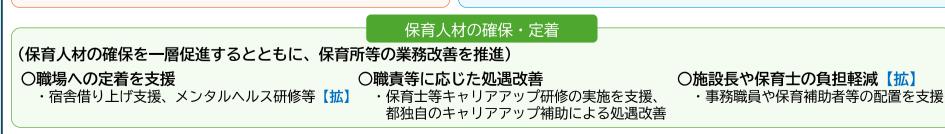
- ・地域の実情に応じて保育サービス向上に取り組む区市町村や 事業者を支援
- ・子供主体の保育の実践や不適切保育防止等に係る研修【拡】
- ・第三者評価の受審促進、区市町村と連携した指導監督の実施

全ての子供の育ちの支援

(多様なニーズに対応するとともに、地域の子育て支援の取組を推進)

〇保育料の無償化【拡】

- ・子育てにかかる経済的負担の軽減
- ○多様な他者との関わりの機会の創出【拡】
  - ・保護者の就労等の有無にかかわらず定期的に預かる取組を推進
- ○多様なニーズに対応する保育の充実
  - ・病児・病後児保育【拡】
  - ・医療的ケアが必要な児童等の支援【拡】



### 目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

「未来の東京」に生きる子供たちが、自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくこと ができるようになることを目指し、誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って自ら伸び、育つ教育の実現 を図る。また、次代を担う若者の就業促進や自立支援、小学生の放課後等の居場所づくりを進める。

#### <現状>

 ○学童クラブの登録児童数は近年増加傾向にあるが、利用 申込をしたが登録できなかった児童(待機児童)も発生
 ○学童クラブの設置を促進するとともに、子供や保護者の 多様なニーズに応えていく必要



#### <取組の方向性>

- ○学童クラブの整備促進、多様な居場所づくり、利用実態 の適正化を支援【新】
  - ▷ 令和9年度末までに待機児童の解消を目指す
  - ▷ 令和11年度末までに登録児童数17,400人増
- ○子供や保護者のニーズに応える、多様なサービスを提供する 認証学童クラブ制度を都独自に創設し、国基準を上回る 放課後児童支援員の配置や、保護者の多様な働き方に合わせ た開所時間の設定などの基準を定め、学童クラブの質の向上 を支援【新】
  - ▷ 区市町村と連携して早期の認証化を目指す

#### 目標4 子供の貧困の解消に向けた対策の推進

貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の 安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援等を進める。

#### <現状>

- ○令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、「こ どもの貧困を解消し、貧困による困難をこどもたちが強い られることがないような社会をつくる」と明記
- ○令和6年6月には「子どもの貧困対策法」が「こどもの貧困解消法」に改正され、目的・基本理念で養育・教育・医療と並んで多様な体験の機会を得られないことなどが「解消すべきこどもの貧困」として具体化

#### <取組の方向性>

 ○子供の貧困の実態把握や支援ニーズ等の調査、関係機関の 連携強化や支援を必要とする家庭への周知強化など、子供 の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援
 ○家庭の経済的事情や家族構成に関わらず、全ての家庭の子 供や親子が一緒に楽しめるような事業を企画・実施する区

市町村を支援【新】

### 目標5 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

様々な環境のもとで育つ子供一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子供の最善の利益を念頭に子供や保護者の 置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を総合的に進める。

#### <現状>

- 〇深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童 相談体制の強化が必要
- ○区立児童相談所の設置が進められる中、区立児童相談所も 含めた東京全体での体制確保が必要
- ○社会的養護の下で暮らす子供の最善の利益を確保するため、 子供の意見を尊重できるよう、権利の啓発や意見表明等の 支援により大人が意見を聴く環境を整えることも必要



<取組の方向性>

- ○東京全体の児童相談体制の充実・強化を図るため、都児童 相談所及び特別区児童相談所並びに子供家庭支援センター を対象とした相談事例等を共有するシステムを構築【新】
- 〇児童相談部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的 な相談支援等を行う「こども家庭センター」を創設する区市 町村を支援(再掲)
- ○被措置児童等本人に対する権利や相談方法の説明訪問を 拡大【拡】
- ○児童相談所職員、施設職員等の周りの大人に対して、子供 の権利擁護に関する説明会の内容を充実【拡】
- 〇児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する**意見表明等** 支援員の導入先を拡大【拡】

### 目標6 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

家庭生活と仕事の両立(ライフ・ワーク・バランス)が実現した社会を目指すため、性別にかかわらず育業しやすい職場 環境づくりや、子育てと仕事とを両立できる雇用環境を整備する。また、安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故等か ら子供を守るための取組を行う。さらに、社会全体で子供・子育てを応援する機運を醸成する。

#### <現状>

○子育てをする上で地域に支えられていると感じる人は約4割○子供・子育て支援をNPO等を含めた社会全体で推進する必要

| フタフナナフトマ                            |          |          | 38.2%                    |              |             |              |              |              |                |             |                   |
|-------------------------------------|----------|----------|--------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|----------------|-------------|-------------------|
| 子育てをする上で、<br>地域に支えられてい<br>ると感じる人の割合 | 感l<br>7. | ンる<br>3% | やや感し<br>30.9             |              |             | あまり感<br>35.9 |              | 全<           | く感じない<br>12.3% | 10.14       | うない<br>.5%        |
| (n=3,229)                           | 0%       | 10%      | 20%<br>東京都「 <sup>4</sup> | 30%<br>令和6年度 | 40%<br>若年層) | 50%<br>及び子育で | 60%<br>て世代を対 | 70%<br>1象とし7 | 80%<br>た意識調査   | 90%<br>」を基に | <b>100%</b><br>作成 |

#### <取組の方向性>

○NPO等を子供・子育て支援を担う重要な柱の一つと位置 付け、効果的な事業を展開するNPO等に対し、財政支援 等を行うことで、社会全体での子供・子育て支援を一層推 進【新】

○東京の子育てに役立つ情報の発信、子育て応援とうきょう パスポート事業など社会全体で子育てを応援する機運を高 める取組を実施

### 東京都ひとり親家庭自立支援計画(第5期)案の概要

#### 計画案の概要

- ▶ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法|第12条に基づき都道府県が定める「自立促進計画|
- ▶ ひとり親家庭の現状を踏まえつつ、ひとり親が安定した就労や生活の下で子供を健全に育むことができるよう、都が行うべき 施策の方向性と区市町村等に対する支援策について定める計画

【計画期間】 令和7年度から令和11年度までの5年間

#### 改定のポイント

#### ① 民法改正を踏まえた対応

離婚後の子の養育に関する民法改正を踏まえた専門相談の充実や、支援者の資質向上などの取組を推進

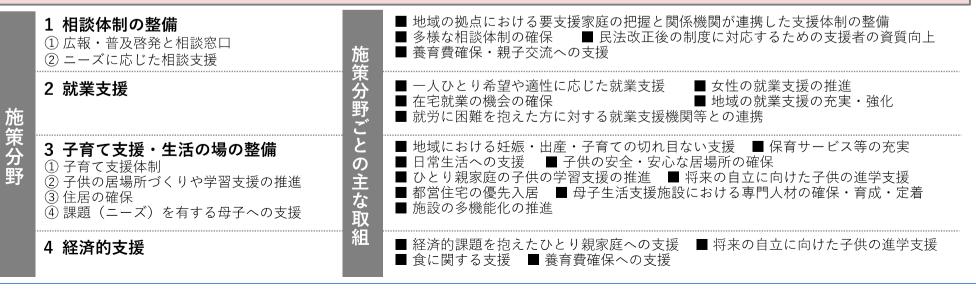
- ② ひとり親家庭のニーズに対応した子育て支援体制の充実 ひとり親家庭が子育てと仕事を両立できるよう、保育サービスなど子育て支援体制を充実
- ③ 当事者団体・ひとり親家庭の子供へのヒアリングの実施 当事者団体から意見を聞くとともに、ひとり親家庭の子供に対し懇談形式でのヒアリングを実施

### 施策分野と主な取組

#### 【5つの視点】

- 1 支援が必要なひとり親家庭とつながり、地域全体で切れ目なく支援 4 子供の貧困の解消に向けた対策の推進
- 2 各家庭の特性・状況に応じた自立に向けての支援
- 3 子供の健全育成と将来の自立に向けた支援

- 5 母子生活支援施設の活用促進



#### 相談体制の整備

#### 【現状・課題】

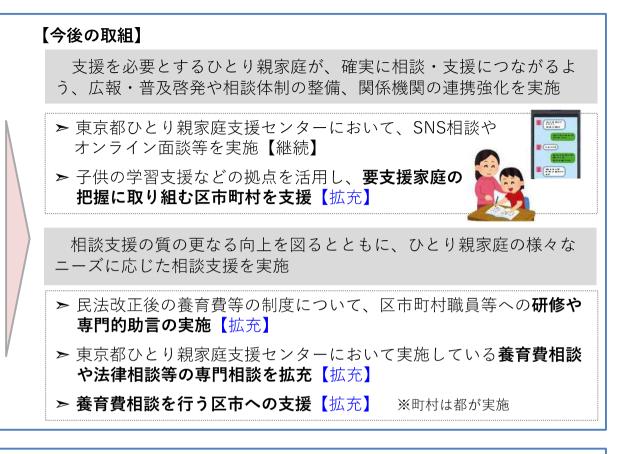
- ひとり親家庭を対象とした公的支援は様々あ るが、十分な周知がされていない可能性
- 支援が必要な人が必ずしも相談窓口につなが っていないのではないかとの指摘もあり、関係 機関が連携して支援が必要な家庭を把握し、支 援につなげることが必要

相談したことはない <行政の相談窓口の利用状況> n = 652相談したことがある

東京都福祉局 「ひとり親家庭の相談状況等に関する調査」(令和5年度)

○ 令和6年5月、離婚後の子の養育に関する民 法改正が行われ、新たな制度に対応するために 相談体制の整備や支援者の資質向上が必要

64%



#### 2 就業支援

#### 【現状・課題】

○ ひとり親世帯の就業率は9割を超えているが、 雇用形態を見ると、母子世帯では非正規雇用が 約4割であり、働いている母子世帯の3割超が 転職を希望

<働く母子世帯の転職の希望> n=374

| ある 36.9%                   | ない 59.6% | <del>無回答</del><br>3.5% |  |  |
|----------------------------|----------|------------------------|--|--|
| 東京都福祉保健局「令和4年度東京都福祉保健基礎調查」 |          |                        |  |  |

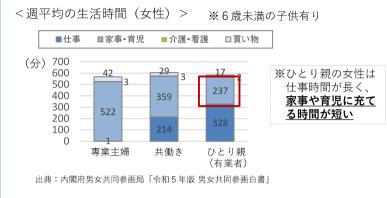
様々な課題や不安を抱えたひとり親に対し、それぞれの状況を踏ま えた支援を行い、ひとり親の自立を促進

- ▶ 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、それぞれの家庭の状況 や課題を踏まえた包括的・継続的な支援を実施【継続】
- ▶ 就職や転職を希望するひとり親に対し、希望や適性に応じたスキル アップ訓練やマッチング支援、就業コーディネーター等による伴走 型の支援を実施【継続】
- ▶ 地域における就業支援の充実のため、福祉事務所へ就業支援専門員 を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携して包括的 な就業支援を行う取組について、全区市に実施を働きかけ【継続】

### 3 子育て支援・生活の場の整備

#### 【現状・課題】

〇 ひとり親家庭が、子育てと仕事を両立させて安定した生活を送るためには、保育サービスをはじめとする子育て支援体制の充実が必要



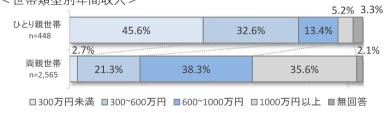
〇 保護者の経済状況が子供の成績や進学希望に 影響を与えるとの指摘もあり、ひとり親家庭の 子供の学習機会の確保が必要

#### 【今後の取組】

ひとり親家庭がニーズに合ったサービスを利用し、安心して子育てできるよう、地域の実情に応じた環境整備に取り組む区市町村を支援
 ひとり親家庭の育児負担を緩和するため、ベビーシッター利用支援事業(一時預かり)の利用上限時間を拡充【拡充】
 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の広報や支援者の質の向上に取り組む区市町村を支援【新規】
 子供の安全・安心な居場所や学習機会の確保に取り組む区市町村を支援
 ひとり親家庭等に対し、地域の実情に応じた学習支援や、大学等の受験料等を支援する区市町村の取組を支援【拡充】

### 4 経済的支援





東京都福祉保健局「令和4年度東京都福祉保健基礎調査」

● 養育費を受けている世帯の割合は約3割程度、 離婚前から養育費の取り決めの重要性を周知し、 専門的な相談につなげていくことが必要

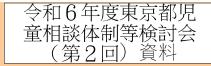
#### 【今後の取組】

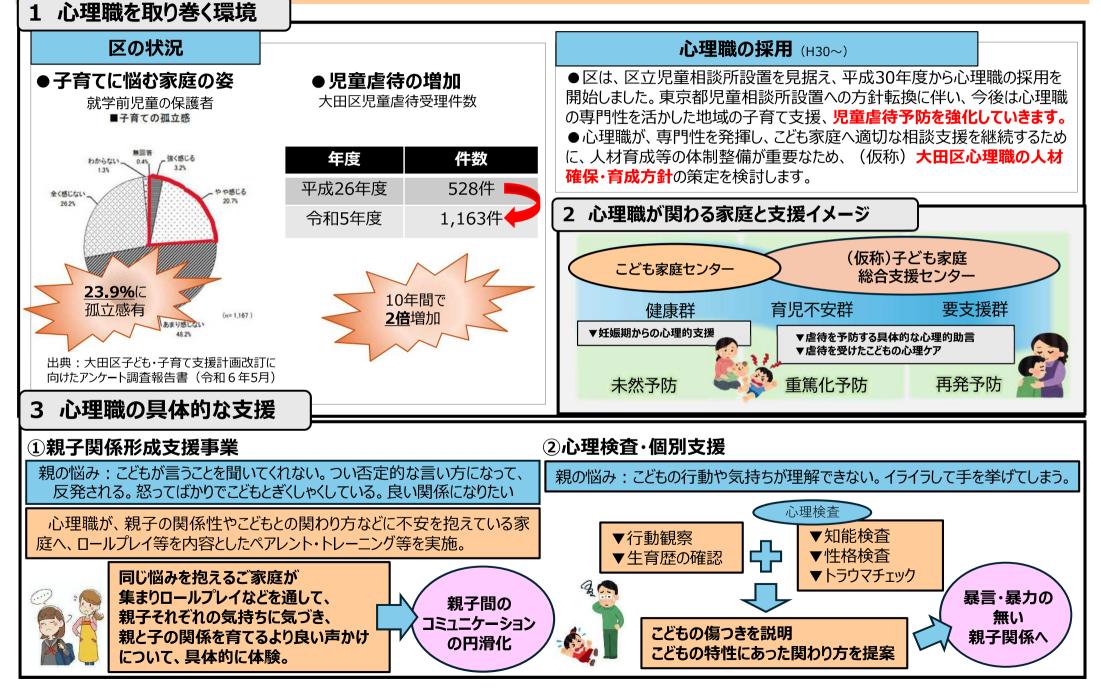
ひとり親家庭の自立と子供の健やかな成長を支えるため、経済面か らの支援を実施

- ➤ 児童扶養手当及び都独自の制度である児童育成手当の支給、母子・ 父子福祉資金の貸付【継続】
- ▶ 東京都ひとり親家庭支援センターで実施している養育費相談や法律 相談等の専門相談を拡充【拡充】(再掲)
- ▶ 養育費立替保証、公正証書の作成、養育費に関する専門相談など、 養育費の履行確保に資する区市の取組を支援【拡充】※町村は都が実施



# 今後の大田区のこども家庭相談支援体制(心理職の活用)について







# 豊島区における こども家庭センターの取り組みについて



令和7年2月10日(月) 令和6年東京都児童相談体制等検討会(2回)

豊島区 健康部長崎健康相談所長

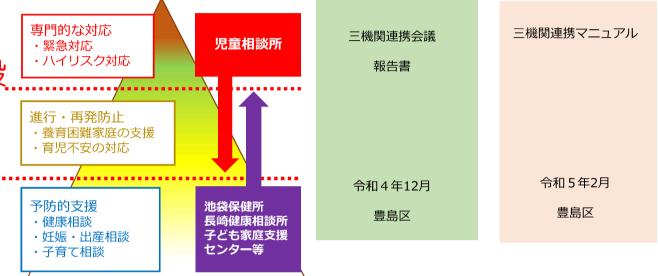


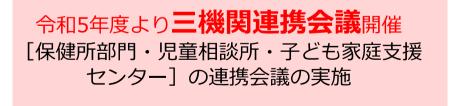
O豊島区

### 豊島区の現状

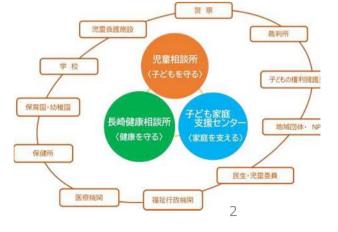
# 23区初!児童相談所と 母子保健の専門機関を併設

この新たな拠点と、これまで地域 の家庭を支えてきた長崎健康相談所、 子ども家庭支援センター、児童相談 所との支援の輪により、子どもの最 善の利益の確保を目指す。



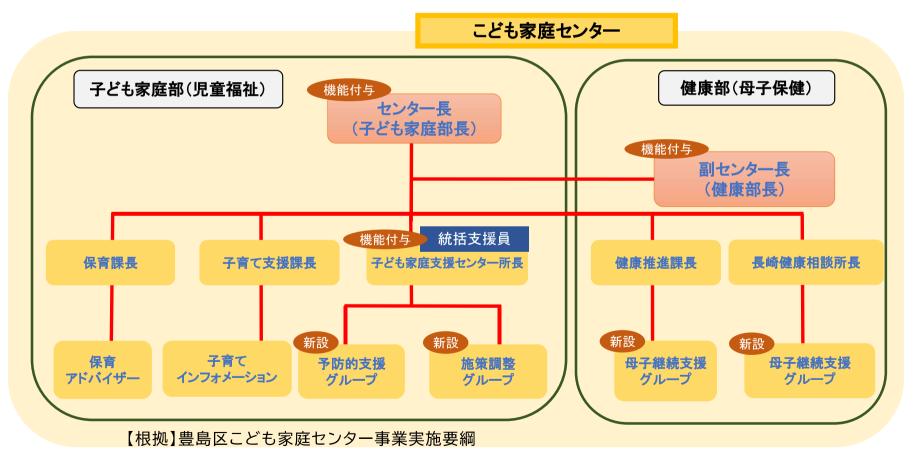




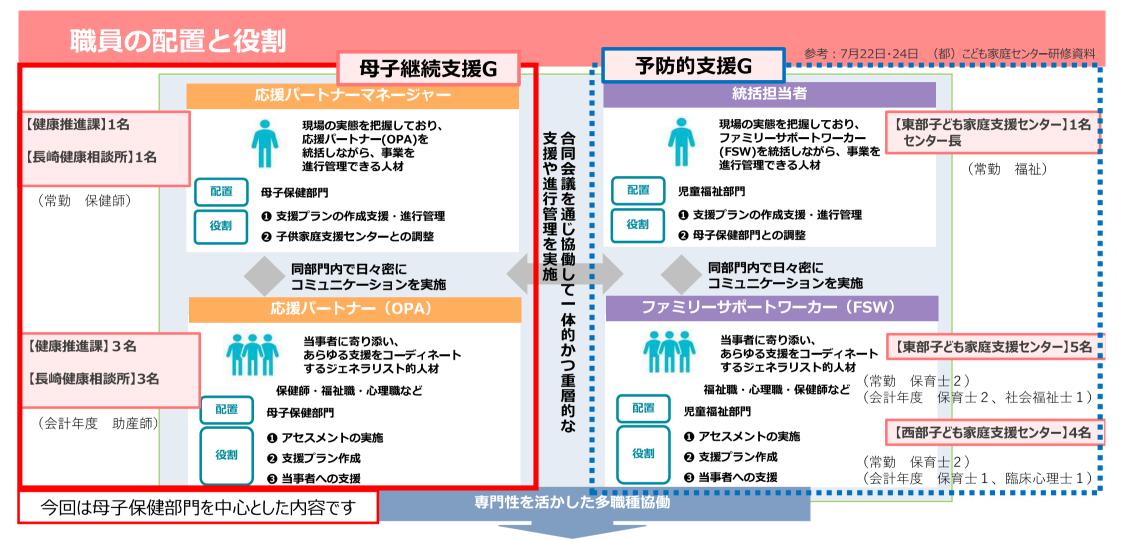


### 豊島区こども家庭センターの運営体制図 令和6年4月に機能設置

- こども家庭センターに求められる要件(母子保健と児童福祉の一体的運営、センター長、 統括支援員の設置) を満たすため、既存組織に機能を付与する
- センター長に子ども家庭部長、副センター長に健康部長、統括支援員に子ども家庭支援センター所長を設置 することにより、母子保健と児童福祉の一体的運営、両部の円滑な連携を実現



3



応援パートナー・ファミリーサポートワーカーが中心となり区市町村のサービスを活用しつつ、 当事者及び家庭の意見を踏まえながら継続的な支援を実施

当事者

4

### としま子育て応援パートナー事業 目的・事業概要

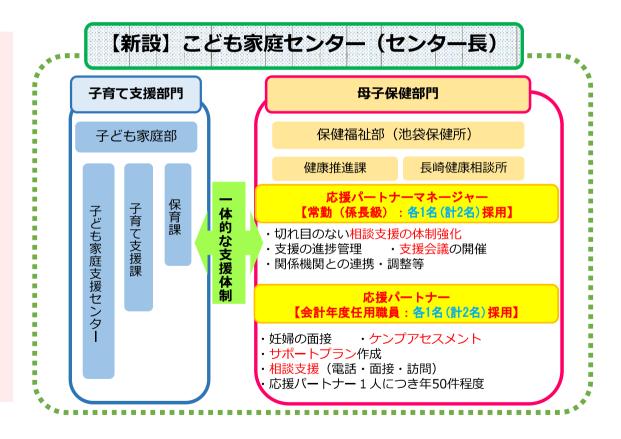
東京都子ども家庭センター体制強化事業活用

# 

### 増加する児童虐待に対し、妊娠期からの予防的支援を推進し、 安心して子育てできる環境を整備する。

### 《事業概要》

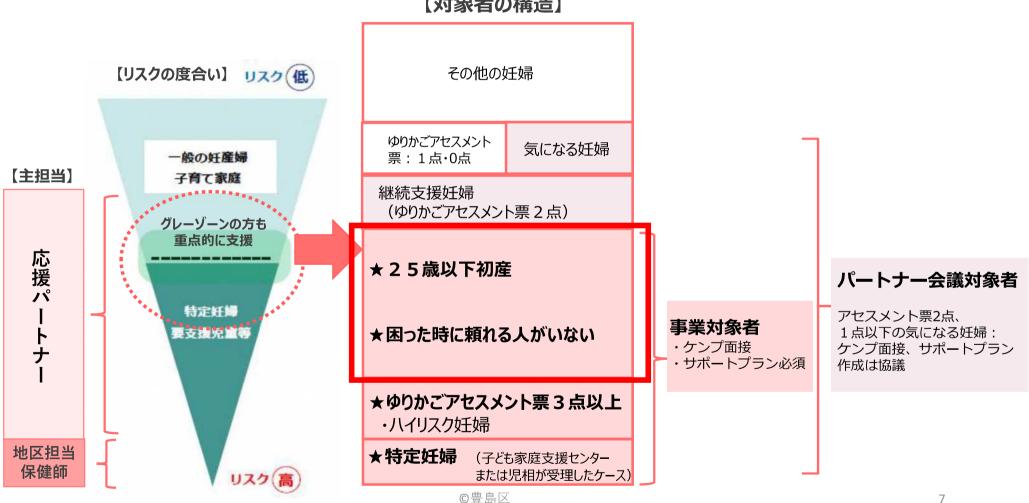
こども家庭センターにおける 母子保健に関する相談および支援 を行うため、応援パートナーマ ネージャー及び応援パートナーを 配置し、妊娠・出産からの切れ目 のない子育て支援を強化する。



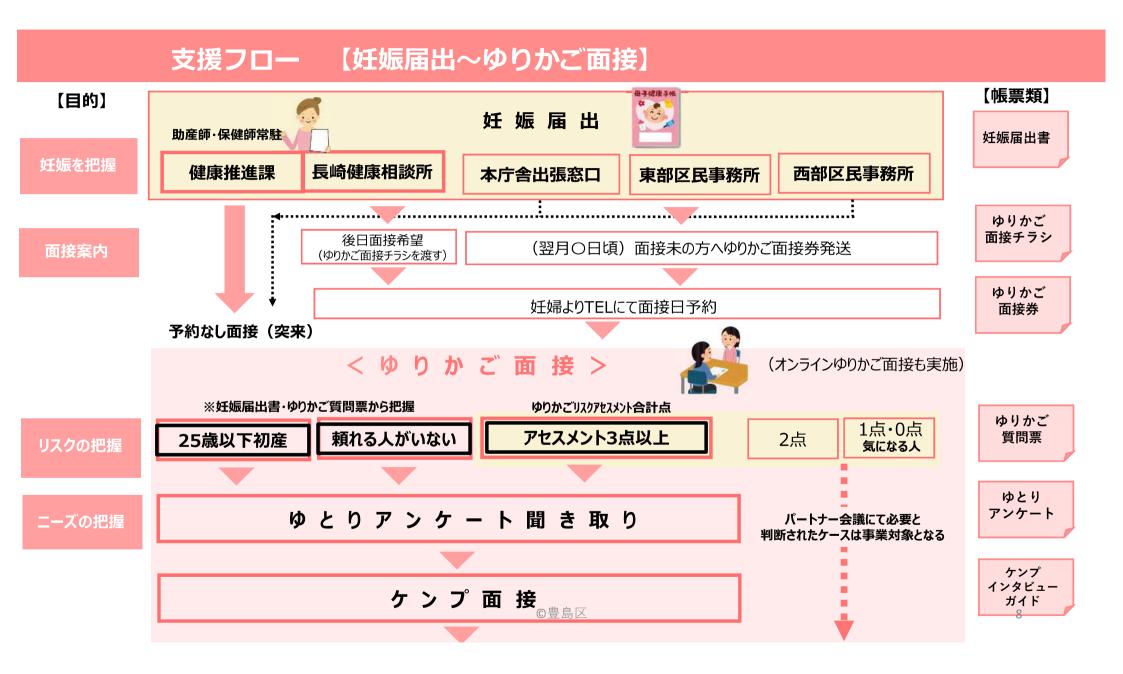
# 応援パートナーマネージャー・パートナー・地区担当保健師との役割分担

| 職種                                  | 内容   |
|-------------------------------------|--|
| <b>応援パートナーマネージャー</b><br>(主査級・常勤保健師) | <ul> <li>・支援プランの作成支援及び進行管理</li> <li>・子ども家庭支援センターとの連絡調整</li> <li>・合同会議及びチーム会議の開催</li> </ul> |
| <b>応援パートナー</b><br>(会計年度職員・助産師)      | ・対象者にケンプ面接、ケンプアセスメント<br>・支援プランの作成<br>・対象者の継続支援(電話・面接・訪問)<br>・合同会議及びチーム会議の参加                |
| <b>地区担当保健師</b><br>(常勤保健師)           | 特定妊婦については、地区担当保健師がケースワークの<br>主担当で関わり、応援パートナーは従で関わる   |

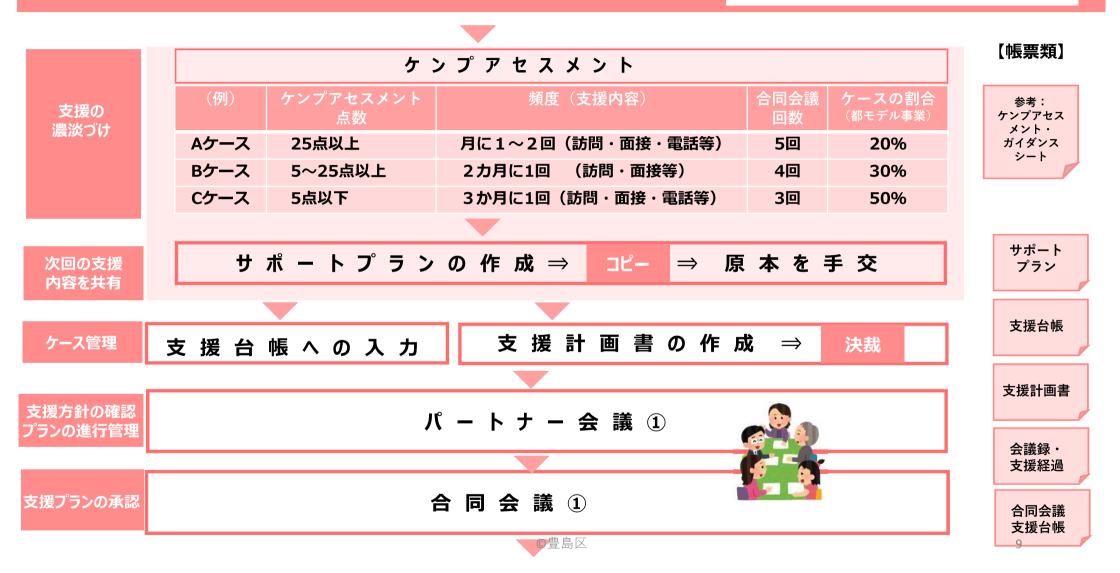
# 対象者の構造



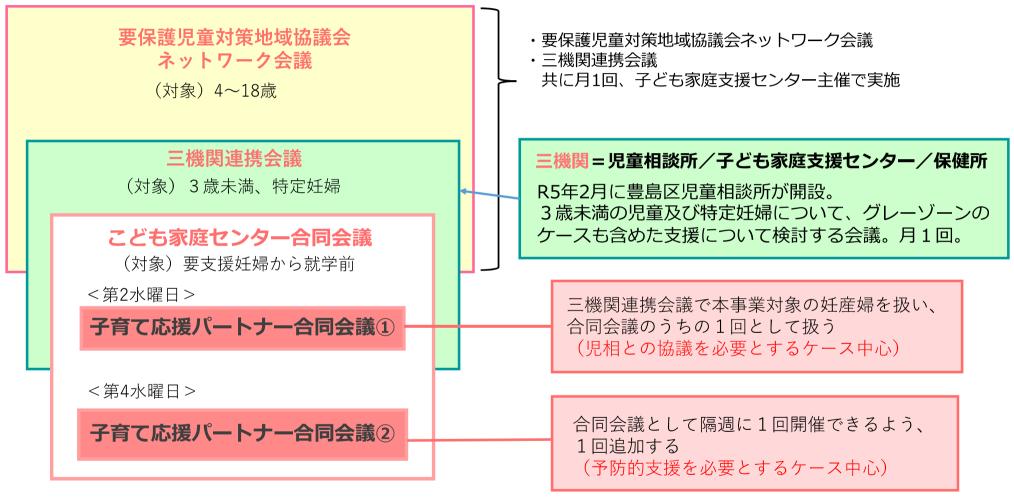
【対象者の構造】



支援フロー(ケンプアセスメント~合同会議①) 最も濃厚な支援が必要なケースの場合



### 三機関連携会議と子育て応援パートナー合同会議の位置づけ



©豊島区

### 豊島区こども家庭センター研修の開催(区主催)

○妊娠期からの切れ目ない支援と連携・協働のために必要な
 知識、考え方、手法を学ぶため、区主催の研修を開催した。

【参加者】 延べ:164人(実:82人) 【開催形態】ハイブリッド開催 (会場参加:約60%・オンライン参加:約40%)

| 部門   | 人数  |
|------|-----|
| 母子保健 | 99  |
| 児童福祉 | 60  |
| その他  | 5   |
| 総計   | 164 |

部門別参加人数



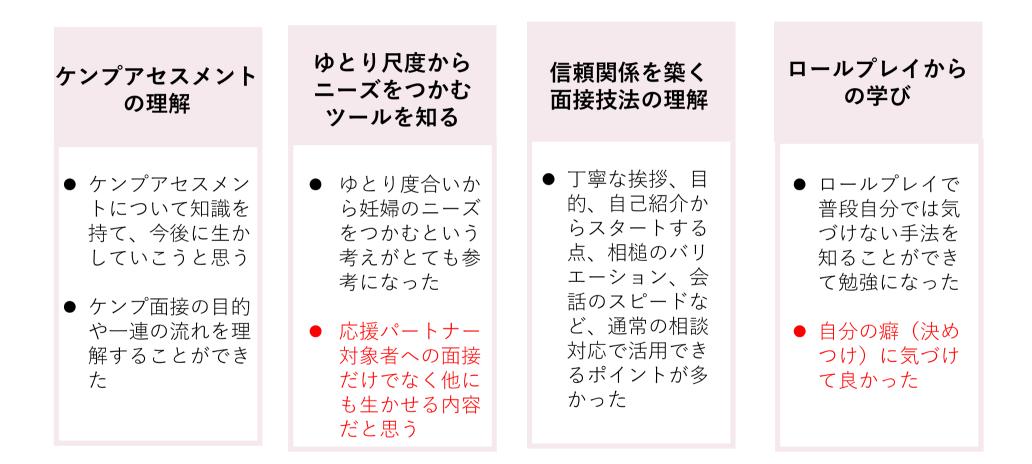
その他

| 開催月                      | テーマ                      | 内容   | 講師                                     |
|--------------------------|--------------------------|--|--|
| ①7月8日(月)<br>15:00~17:00  | 子育て応援パートナー<br>事業の理念と目的   | ・今までの支援の課題<br>・予防的支援<br>・こども家庭センターの理念  | 東京都福祉保健局少子社会対策部<br>家庭支援課職員             |
| 15.00,017.00             | 妊娠期からの切れ目の<br>ない支援と連携・協働 | ・ユニバーサルアプローチ<br>・ソーシャルク<br>・多機関協働  | 武蔵野大学<br>大学院地域看護研究科教授<br>中板育美 氏        |
| ②7月26日(金)<br>15:00~17:00 | ケンプアセスメント<br>(東京版)       | ・ケンプアセスメント(東京版)<br>・報告書の採点方法・面接評価方<br>法  | 東京都医学総合研究所<br>主席研究員<br>馬場 香里 氏         |
| ③8月29日(木)<br>15:00~17:00 | 問題を上流で食い止め<br>るための思考     | <ul> <li>・妊娠期からの子育て支援の目的</li> <li>と問題点の共有</li> <li>・子育て支援3つのポイント</li> <li>・事業評価</li> </ul> | 東京都医学総合研究所<br>社会健康医学研究センター長<br>西田 淳志 氏 |

# 第①弾 アンケート結果 研修についての意見・感想まとめ

| こども家庭センター<br>事業の概要・方向性<br>の理解  | 虐待予防の<br>視点の理解   | 多職種協働の<br>あり方について<br>の学び   | 日頃の業務への<br>向き合い方につ<br>いての学び  |
|--|--|--|--|
| <ul> <li>国・都・区の方針、<br/>事業の概要が理解で<br/>きた</li> <li>現在の課題、今後の<br/>方向性わかった</li> <li>母子保健と児童福祉<br/>の一体的運営のメ<br/>リット等を学べた</li> </ul> | <ul> <li>虐待予防の大切さを実感した</li> <li>虐待予防における自分の立ち位置を理解できた</li> <li>妊娠期からの繋がりが大切であることを理解した</li> </ul> | <ul> <li>母子保健と児童福<br/>祉部門の連携の重<br/>要性を再認識した</li> <li>職種の強みを活か<br/>し、対等に支援し<br/>ていくことの重要<br/>性を学んだ</li> </ul> | <ul> <li>親とのかかわり<br/>方の大切さを再<br/>認識した</li> <li>業務に取り組む<br/>上でのマインド<br/>を確認できた</li> </ul> |

### 第②弾 アンケート結果 研修についての意見・感想まとめ



# 第③弾 アンケート結果 研修についての意見・感想まとめ

| エビデンスに<br>基づいた<br>虐待予防の視点  | 妊娠期から<br>関わる重要性   | 新規事業の<br>アプローチ方法に<br>ついての学び  | マインドリセット<br>・必要な知識の習得   |
|--|---|--|---|
| <ul> <li>25歳初産の根拠がわかった</li> <li>入口で見逃されている確率が思いのほか高くて驚いた</li> <li>切れ目のない支援というが、大半は支援が始まっていないことをデータで知ることができた</li> <li>エビデンスに基づく新たな方法に組織が連携・協力して取り組んでいきたい</li> </ul> | <ul> <li>妊娠期から信頼関係<br/>を築く重要性が改め<br/>て分かった</li> <li>問題が起こる前から<br/>築く信頼関係が貯金<br/>になるというお話が<br/>印象的</li> <li>予防的支援の重要性<br/>やスクリーニング指<br/>標の意味をしっかり<br/>理解できた</li> </ul> | <ul> <li>新規事業を開始するにあたり、目的や方向性を共有する機会になった</li> <li>信頼関係の構築、スティグマを与えないアプローチ、ニーズサービスのマッチの重要性について理解できた</li> <li>困りごとを引き出すためには「ゆとり」がキーワードになると感じた</li> </ul> | <ul> <li>自分のマインドをリ<br/>セットして新しく考<br/>え直すことが必要だ<br/>と思えた</li> <li>今まで良いと思って<br/>やってきたことが、<br/>そうではなかったこ<br/>とを指摘されハッと<br/>した</li> <li>収支計算などの相談<br/>にも対応できるよう<br/>になりたい</li> <li>事後的対応と予防的<br/>支援の新しい支援の<br/>視点が持てた</li> </ul> |
|  |   | O豊島区   |   |

# 東京都医学総合研究所によるスーパーバイズ講師依頼

### ○会議の進行や個別ケース支援、評価等について、スーパーバイズを受ける機会を設けている。

|   | 内容   | 日時                           | 会場      | 支出              |
|---|--|------------------------------|---------|-----------------|
| 1 | 合同会議<br>・会議の進行やケース報告について<br>・プラン策定、ケース支援について         | 令和6年11月27日(水)<br>13:30~15:30 | 池袋保健所   | 区報償費            |
| 2 | (池袋) パートナー会議<br>・会議の進行やケース報告について<br>・プラン策定、ケース支援について | 令和6年12月18日(水)<br>10:00~12:00 | 池袋保健所   | 区報償費            |
| 3 | (長崎)パートナー会議<br>・会議の進行やケース報告について<br>・プラン策定、ケース支援について  | 令和7年1月14日(火)<br>10:00~12:00  | 長崎健康相談所 | 区報償費            |
| 4 | トラウマ・インフォームド・ケア<br>・事例をもとに理解を深める                     | 令和7年2月5日(水)<br>15:00~17:00   | 長崎健康相談所 | 東京都アドバイザー<br>派遣 |
| 5 | 経済的支援<br>・事例をもとに理解を深める                               | 令和7年2月26日(水)<br>15:30~17:00  | 池袋保健所   | 東京都アドバイザー<br>派遣 |
| 6 | 事業評価について   | 令和7年2月27日(木)<br>13:30~15:30  | 池袋保健所   | 区報償費            |

# としま子育て応援パートナー事業実績(R6年10月1日~R6年12月27日)

<豊島区全体の数>(健康推進課・長崎健康相談所)

| 内容   | 実績   | 内容                              | 実 績                               |
|--|--|---------------------------------|-----------------------------------|
| ◆ゆりかご面接数                                     | 555人   | ◆パートナー<br>会議                    | 【開催】<br>健康推進課6回                   |
| <ul><li>◆事業対象者数</li><li>(支援計画書作成数)</li></ul> | 58人(事業対象率10.5%)  | ◆合同会議                           | 長崎健康相談所6回<br>【開催数】6回<br>報告ケース数50件 |
| 内訳(重複あり)                                     | <ul> <li>・25歳初産:30人</li> <li>・助けてくれる人がいない:3人</li> <li>・特定妊婦:8人(対象率1.4%)</li> <li>・ハイリスク(3点):56人</li> <li>・継続支援妊婦(2点):5人</li> <li>・0点・1点で気になる妊婦:4人</li> </ul> | 【出席者】<br><内訳><br>児童福祉部<br>母子保健部 | (延べ)103人<br>3門 51人                |
| ◆サポートプラン手交数                                  | 45件  |                                 |                                   |

# こども家庭センターにおける課題

# 物理的な課題

# 合同会議の課題

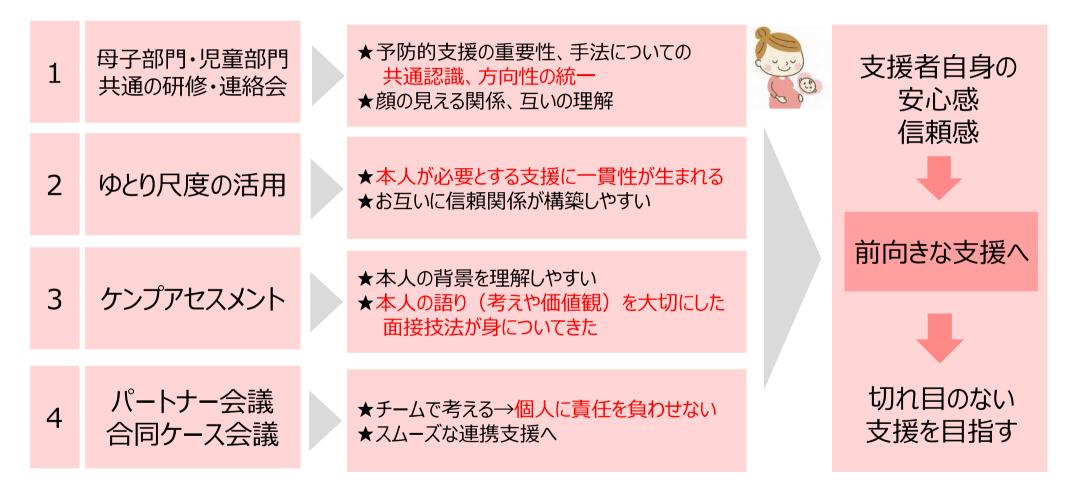
- こども家庭センターとして建物が 同一でなく、機能付与であるため、区民からわかりにくい
- ケース数が多く、全てのケースを 検討することが難しい
   ⇒会議の仕方に工夫が必要



# 個別支援の課題

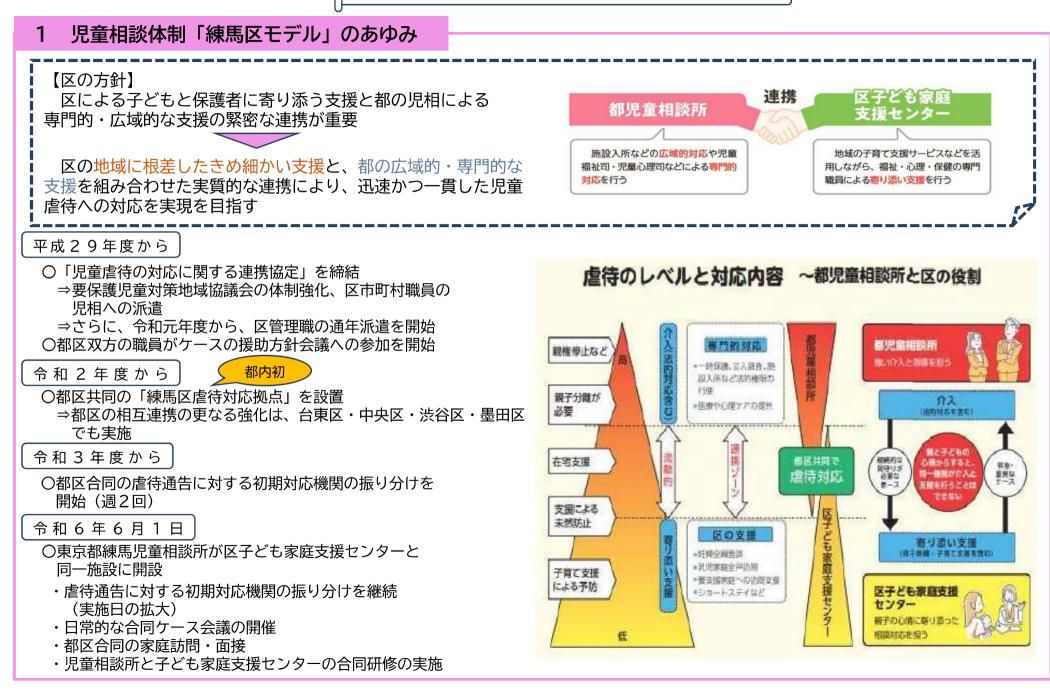
- 妊娠期から1歳半までのケース管理が難しい
- 産後の支援、役割分担が明確になっていない
- 外国籍の方が多く、言葉の壁、文化の違いにより対応が難しい
- 電話がつながらず継続支援が難しい ⇒ メール等の活用について他自治体の情報収集
- 応援パートナーは経済的支援に慣れていない ⇒ 東京都アドバイザー派遣を利用し事例を通して学んでいく

# 事業を始めて良かったこと





練馬区における都区連携の状況について



| 2 現在の状況   | 3 今後の取組  |
|---|--|
| 【都区連携に係る協定書に基づく取組】  | 都区の相互理解の促進(①・②・③)  |
| <ul> <li>①「都区合同協議」の取組を拡充し、緊密な連携を図りながら、<br/>虐待通告等におけるリスク・ニーズの共有、初期対応方針<br/>などを合同で決定</li> <li>第 現在、毎日13時30分から振り分け会議を設定</li> <li>第 案件に応じて、随時の振り分け会議も実施</li> <li>②都の援助方針会議・区の支援検討会議等への相互出席</li> <li>③共同での虐待進行管理実施による適切な再アセスメント・<br/>対応方針の実施</li> <li>「都区が共同で再アセスメントができ、対応方針の協議・<br/>共有が迅速化</li> <li>④連携した対応が必要な家庭に対する合同面接・合同訪問等の<br/>協働</li> <li>⑤支援が必要な子供・家庭への支援施策の検討</li> </ul> | <ul> <li>○「迅速かつ一貫した対応の充実・強化」         <ul> <li>→振り分けチェックシートの見直しを検討</li> <li>→合同インテークチームの設置を検討</li> </ul> </li> <li>○「都区双方の職員育成の充実・強化」         <ul> <li>→子ども家庭支援センター職員の児童相談所派遣に加え、<br/>児童相談所から子ども家庭支援センターに短期職員派遣を<br/>検討</li> </ul> </li> <li>○「要対協機能の充実・強化」         <ul> <li>→3か月に1回の虐待進行管理の実施方法の改善</li> <li>&gt;児童相談所と子ども家庭支援センターの定期的な協議の<br/>場を検討</li> <li>→児相が子ども家庭支援センターに期待する調査や<br/>アセスメント・対応の基本等を整理し、共有する仕組みの<br/>検討</li> </ul> </li> </ul> |
| <ul> <li>●相互の専門的知見の共有や合同研修を通した職員の専門性の<br/>向上</li> <li>● 都区合同の研修会を実施<br/>(令和6年12月末時点で2回開催)</li> <li>⑦ その他、児童相談体制の強化に関すること</li> <li>● 保区連携の評価<br/>となど、平均 5.8 点(最頻値 6点)<br/>.2.1 円均 6.4 点(最頻値 7点)</li> <li>● 非均 6.4 点(最頻値 7点)</li> <li>● 非均 6.4 点(最頻値 7点)</li> <li>● 非均 6.4 点(最頻値 7点)</li> </ul>   | <ul> <li>関係性の更なる進化(④・⑤・⑥)</li> <li>「新たな取組の検討」</li> <li>●都児童相談所と連携した社会的養護経験者への支援を実施</li> <li>●区の施設を活用した職員のワークスペースを提供</li> <li>○「日常的な都区の連携」</li> <li>●更なる研修の相互乗り入れを検討</li> <li>→日常的な情報共有の機会等を活用したグループワーク等の検討</li> </ul> <b>さらに都区連携を充実・強化する</b>   |

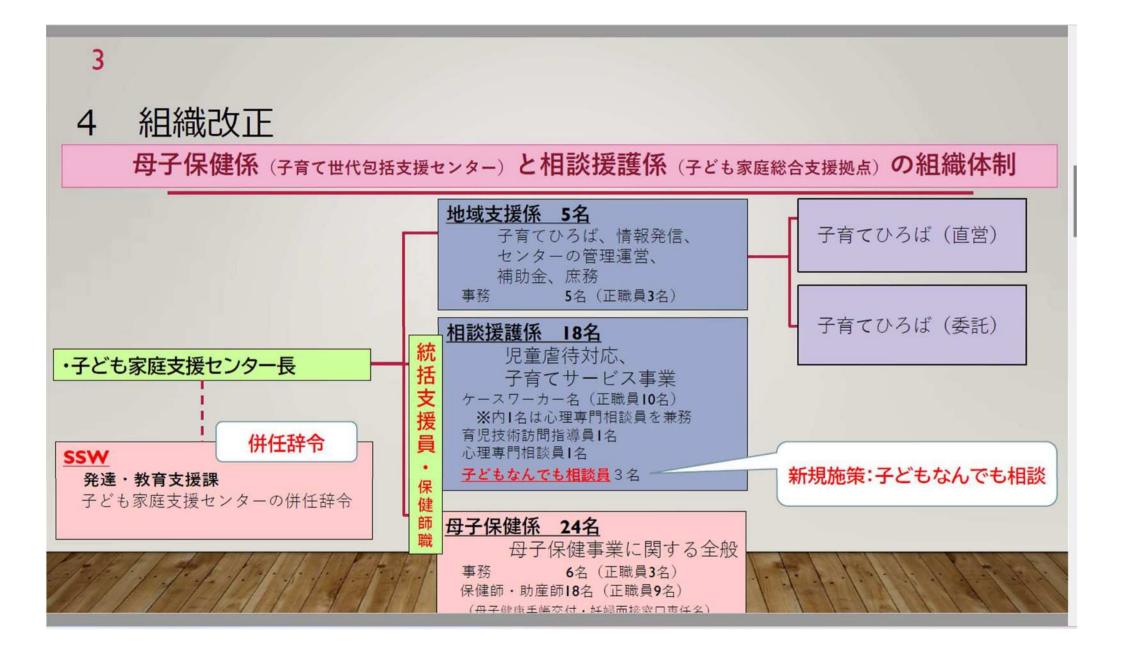


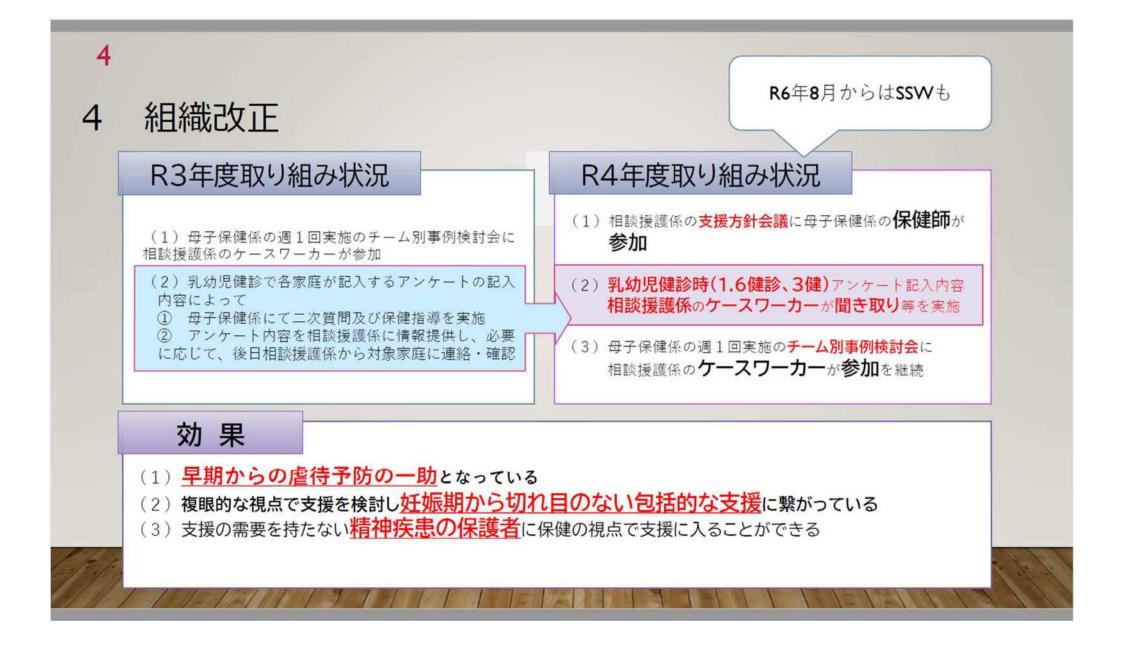
# 日野市子ども包括支援センター これまでと 現在地

令和7年(2025年)2月10日 日野市子ども部子ども家庭支援センター (令和7年度児童相談体制等検討会(第2回)用)

«当該資料の無断転用は不可»







# 7 中高生世代支援

5

# 中高生世代専用の居場所事業



# みらいく3階

- ①フリースペース、自習スペース、
- 2 中高生支援会議室
- ③多目的室を使って、イベントの開催や、自習、 学習支援など多様な空間をつくる
- ・館内はWi-Fi導入を検討中
- ・PCを一台設置し、自由に検索可
- ・モニターを設置し、ゲームなどの娯楽にも対応

7 中高生世代支援

| 1. 利              | 用者数( | 6/24~10/3      | <u>1)</u> ₽ |             |               |   |
|-------------------|------|----------------|-------------|-------------|---------------|---|
| 対象者↩              | 登録↩  | 利用者数↔          | 内訳↩         |             |               | ŧ |
|                   |      |                | フリースペース     | 個人スペース(窓際)↩ | 自習スペース(多目的室)↩ | ÷ |
| 中学生₽              | 132₽ | 742₽           | 889₽        | 208₽        | 70↩           | ] |
| 高校生↩              | 83₽  | 326₽           | 102₽        | 299₽        | 124           | ] |
| その他+ <sup>3</sup> | 1↔   | 5∉ੋ            | 6₄3         | 0+3         | 0+3           |   |
| 合計₽               | 216₽ | 10 <b>7</b> 3₽ | 997≓        | 507         | <b>194</b> ~  | 4 |

※一人が2か所以上利用している場合あり↩

### 2. 時間ごとの利用者数 (6/24~10/31) -

**平日の動向**…学校終了後の利用が多い。不登校の子どもは開所と同時に来館。

**土日の動向**…学校の部活等次第で利用者数が多い日と少ない日がある。↩

7

# 8 子どもなんでも相談 (R6.5.27~10.31実績)



